

官報

號外

大正二年三月九日

日曜日

印刷局

第三十回衆議院議事速記録第七號

大正二年三月八日(土曜日)午後一時五分開議

議事日程 第八號 大正二年三月八日

午後一時開議

質問

一 内閣ノ政綱ニ關スル質問(林毅陸君提出)

第一 京都帝國大學臨時政府支出金ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會

第三 裁判所構成法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會

第五 判事及檢事ノ休職並判事ノ轉所ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會

第七 裁判所廢止及名稱變更ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

第八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會

第九 裁判所管轄區域ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

第十 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會

第十一 判事懲戒法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會

第十三 產牛馬組合法改正法律案(廣澤辨二君提出) 第一讀會

第十四 蠶絲法中改正法律案(西谷金藏君提出) 第一讀會

第十五 降雹被害地租免除ニ關スル法律案(春田祐清君提出) 第一讀會

第十六 米及粉移入稅廢止ニ關スル法律案(大內暢三君提出) 第一讀會

第十七 議院法中改正法律案(花井卓藏君提出) 第一讀會

第十八 裁判所構成法中改正法律案(高柳覺太郎君提出) 第一讀會

第十九 刑法施行法中改正法律案(高木益太君提出) 第一讀會

第二十 治安警察法中改正法律案(野添宗三君提出) 第一讀會

第二十一 水道條例中改正法律案(井上角五郎君提出) 第一讀會

第二十二 水道條例中改正法律案(井上角五郎君提出) 第一讀會

第二十二 私設運河法案(漆島勝君提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十三 農家ノ副業ニ關スル建議案(井上角五郎君提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十四 立憲思想養成ニ關スル建議案(石橋爲之助君提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十五 新潟築港速成ニ關スル建議案(若杉喜三郎君提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十六 武相橫斷鐵道急設ニ關スル建議案(井上篤太郎君提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十七 小柳津式農法ニ關スル建議案(小西和君提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十八 (特別報告第一號)池田町ニ區裁判所出張所設置ノ請願(委員長報告)

第二十九 (特別報告第二號)高梁區裁判所手莊村出張所設置ノ請願(委員長報告)

第三十 (特別報告第三號)旭川區裁判所士別出張所設置ノ請願(委員長報告)

○議長(大岡育造君) 諸般ノ報告ヲ致サセマス

(書記朗讀)

一 議員ノ異動左ノ如シ

兵庫縣郡部選出議員柴崎鹿之助君退職ニ付キ其補闕トシテ水野正己君當選セラレタリ

一 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

裁判所構成法中改正法律案

判事及檢事ノ休職並判事ノ轉所ニ關スル法律案

裁判所廢止及名稱變更ニ關スル法律案

裁判所管轄區域ニ關スル法律案

判事懲戒法中改正法律案

一 議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

議院法中改正法律案

提出者 花井 卓藏君 石田 仁太郎君

立憲思想養成ニ關スル建議案

提出者 石橋 爲之助君

新潟築港速成ニ關スル建議案

提出者 若杉 喜三郎君 高橋 光威君 田邊 熊一君

提出者 佐野 喜平太君 加藤 勝彌君

武相橫斷鐵道急設ニ關スル建議案

提出者 井上 篤太郎君 安村 竹松君 福井 準造君

裁判所構成法中改正法律案

提出者 高柳覺太郎君 高木益太郎君 野添宗三君
石田仁太郎君 濱田國松君 關直彦君

刑法施行法中改正法律案

提出者 高木益太郎君

治安警察法中改正法律案

提出者 野添宗三君 濱田國松君

小柳津式農法ニ關スル建議案

提出者 小西和君

辯護士法改正法律案

提出者 岡田泰藏君 鵜澤總明君 松田源治君
佐々木文一君 高木益太郎君 福田又一君
花井卓藏君 加瀬禧逸君 阪本彌一郎君

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ

六國借款ニ關スル質問

提出者 紫安新九郎君

國務大臣ノ政治的非行ニ關スル質問

提出者 阪本彌一郎君 坂口仁一郎君

陪審制度ニ關スル質問

提出者 齋藤隆夫君

一常任委員辭任ノ申出アリタル議員左ノ如シ

第九部選出請願委員

村井善四郎君 鈴置倉次郎君

第八部選出快算委員

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ玆ニ掲載ス)

一去四日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

關稅定率法中改正法律案 藏內次郎作君 小泉策太郎君
稻茂登三郎君 高木正年君 岡崎久次郎君
小川藏次郎君 加賀卯之吉君 風間禮助君
水村良君

衆議院議員選舉法中改正法律案

鵜澤總明君 東武君 橫田千之助君
武滿義雄君 水津太郎平君 松浦五兵衛君
八木逸郎君 申本康三君 川真田德三郎君
關和知君 相島勸次郎君 藤澤幾之輔君
安東敏之君 津末良介君 齋藤隆夫君
八田裕二郎君 花井卓藏君 小泉又次郎君

私立學校用地免租ニ關スル法律案

日下義雄君 高島茂平君 島田俊雄君

所得稅法中改正法律案

荒川五郎君 久保通猷君 山田禎三郎君
林毅陸君

井上敏夫君 渡邊修君 濱本義顯君
戶狩禮之助君 小久保喜七君 米田纈君
工藤吉次君 橫山寅一郎君 手塚正次君
清釜太郎君 田村順之助君 安藤新太郎君
吉田圓助君 平野龜之助君 高木益太郎君
森田俊左久君 七里清介君 齋藤宇一郎君
加藤政之助君 大野龜三郎君 岡八君
笠原忠造君 大西五一郎君 平出喜三郎君
石橋爲之助君

羽越沿岸鐵道建設ニ關スル建議案外二件

長晴登君 根岸曙太郎君 加藤勝彌君
金子圭介君 伊東知也君 齋藤宇一郎君
目黒孝平君 小山谷藏君 阿由葉鎗三郎君

臺灣ニ於ケル棉花栽培獎勵ニ關スル建議案

田邊熊一君 井上篤太郎君 高嶺朝敷君
西風重遠君 三浦盛德君 青地雄太郎君
水村良君 渡邊國重君 原脩次郎君

一委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ

關稅定率法中改正法律案委員會 理事 岡崎久次郎君

衆議院議員選舉法中改正法律案委員會

委員長 藏內治郎作君 理事 武滿義雄君
委員長 鵜澤總明君 理事 關和知君
委員長 田邊熊一君 理事 齋藤隆夫君

臺灣ニ於ケル棉花栽培獎勵ニ關スル建議案委員會

委員長 田邊熊一君 理事 井上篤太郎君

所得稅法中改正法律案委員會

委員長 鵜澤總明君 理事 渡邊修君
委員長 荒川五郎君 理事 小久保喜七君
委員長 羽越沿岸鐵道建設ニ關スル建議案外二件委員會

私立學校用地免租ニ關スル法律案委員會

委員長 荒川五郎君 理事 林毅陸君
委員長 羽越沿岸鐵道建設ニ關スル建議案外二件委員會

一常任委員ノ補關選舉ニ左ノ通り當選セラレタリ

第四部豫算委員 三谷軌秀君(濱岡光哲君補關)

委員長 長晴登君 理事 目黒孝平君

第四部決算委員

第六部豫算委員

第六部請願委員

第八部請願委員

決算委員會理事田川大吉郎君辭任ニ付其補缺トシテ橋本太吉君當選セリ

(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ玆ニ掲載ス)

有田溫三君(田川大吉郎君補闕)
法橋善作君(菊池侃二君補闕)
高橋直治君(法橋善作君補闕)
半谷清壽君(柳瀬軍之佐君補闕)

提出者 林 毅 陸

贊成者 尾崎 行雄
外三十名

內閣ノ政綱ニ關スル質問主意書

一 政黨內閣ハ憲政ノ運用上必要ナリト信ス之ニ關スル現內閣ノ所見如何
二 現行官制ニ據レハ陸海軍大臣ハ現役大中將ニ限レリ現內閣ハ之ヲ以テ憲政ノ運用ニ支障ナキモノト認ムル乎
三 現行文官任用令ハ憲政ノ運用上速ニ之ヲ改正シ人材登用ノ門ヲ開クノ必要アリト信ス之ニ關スル現內閣ノ所見如何又現內閣ニ於テ之ヲ改正スルノ意アリトモ其ノ範圍如何
四 陸軍二箇師團増設問題ハ西園寺內閣顛覆ノ動機トナリタルモノナリ現內閣ハ此ノ増設ヲ實行スルノ意ナリヤ如何
五 現內閣ハ減稅ノ意味ニ於ケル稅制整理案ヲ本議會ニ提出シ大正二年度ヨリ之ヲ實行セムトスルヤ如何若之ヲ實行ストモ其ノ見積金額如何
右及質問候也

○議長(大岡育造君) 唯今報告ノ常任委員辭任ノ申出ニ付テハ、之ヲ許可スルニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ガアリマセヌカラ許可スルコトニ決シマス、同時ニ其部ノ諸君ハ本日散會後補缺選舉ノ上御届出アランコトヲ希望致シマス、質問ニ移リマス、提出者林毅陸君

○林毅陸君 總理大臣ハ御見エニナラヌノデスカ

○議長(大岡育造君) マダ出席ガアリマセヌ、今日ハ出席スルデラウト思ヒマス、特ニ注意シテアリマスカラ……

(林毅陸君登壇)

○林毅陸君 私人質問ハ、前回院議ニ依リマシテ總理大臣ノ出席ヲ求メテ、然ル上テ種々辯明スル等ニ致シテ居タリマス、本日一時ヨリ此質問ノ日程ニ上ツテ居ルコトハ公報ニモ明白ナルシ、總理大臣ハ必ズ一時マデニ御出席ニナルコト、私ハ思フテ居タリマスガ、マダ御見エニナラヌ、或ハ暫クスレバ御見エニナル筈ト云フコトデアリ

マスガ、更ニ此上ニ待ツト云フコトモ無益デアリマスカラ、直チニ私ノ質問ノ趣意ヲ申述ベヤウト思フデアリマス、質問ヲ始ムベキ時間ガ明白ナルニモ拘ラズ、其時間マデニ出席シナイト云フコトハ、甚ダハ不親切ナル行爲デアルト私ハ思フ(ヒヤ／＼ト呼フ者アリ)併シナガラ問モナク御見エニナルト云フコトアレバ、先ツアレモ宜シ、ソレハ擱キマシテ免モ角私ノ質問ノ趣意ヲ是カラ申上ゲマス、私ノ質問ハ五箇條ニテ居ルデアリマス、是ハ此二月二十七日ノ午前中ニ提出シテ置イタルデアリマス、文書ニ依テ提出シテ置イタルデアリマス、然ルニ其日ノ午後ノ本會議ニ於キマシテ、段々議員諸君ヨリ質問ガ現ハレ、其質問ハ多ク私ガ問ハント欲スルコロノ問題ニ觸レタデアリマス、所ガ山本總理大臣ノ其時ノ御返辭ニハ、ドウカ文書ニ依テ質問ヲシテ貰ヒタイト云フノデ、答辭ヲ與ヘラレナカッタデアリマス、幸ヒ私ハ文書ニ依テ質問ヲ出シテ置イタルデアリマスカラ、必ズ是ニ對シテハ充分ノ御答辭ガアルベキ筈ト信ジテ居ルデアリマス、且ツ其後私ノ問ハント欲シタル問題ニ付テハ委員會——豫算委員會等ニ於キマシテ、度々問題トナタヤウデアリマス、是ハ詰リ是等ノ問題ニ對シテ非常ナル注意ヲ各方面ノ議員諸君ガ拂ツテ居ルト云フコトノ證據デアリマスカラ、即チ私ガ玆ニ問フコロノ此質問ニ對シテノ贊成者ト云フ者ハ、唯紙ノ上ニ書イタ數カリデハナイ、非常ニ多數ノ贊成者ガ私ノ質問ノ後ニアルト云フコトヲ私ハ信ズルデアリマスカラ、總理大臣ニ於テモ充分ノ敬意ヲ以テ御答辭ニナルコトデアラウト信スルデアリマス、又私ノ質問ノ第一ハ、政黨內閣ハ憲政ノ運用上必要ナリト信ズ、是ニ關スル現內閣ノ所見如何ト云フデアリマス、デ是ハ別段多ク説明スル必要ナイ程ニ明白ナ事柄デアリマス、凡ソ憲政ノ運用ニ於テ、政黨內閣ナルモノガ缺ク可ラザルモノデアリ又避ク可ラザルモノデアルト云フコトハ、多ク説明ヲ待タズシテ明白ナルコトデアリマス、デ此政治組織ノ上ニ於テノ根本ノ問題ガ、未ダ我國ニ於テハ充分ニ決セラレテ居ラナイ、其爲メニ種々ノ紛爭ヲ生シ、殊ニ昨年ノ冬以來ヤカマシク天下ヲ騒ガシタト云フ問題ノ如キモ、要スルニ此政治組織ノ根本ノ問題ガ極メテ居ラナイカラデアル、此根本ノ問題ノ極メテ居ラヌメニ長ク其爭ニ時ヲ費シマシテ、實地ノ政策上ノ問題ノ研究ガ自然後退セシセラレ、疎ソカニセラレ、充分ノ注意ヲ拂ハレナイト云フコトガアリマス、甚ダハ残念ノ次第デアリマスカラシテ、成ルベク速ニ此政治組織ノ根本問題ヲ定メテシマツテ、上下共ニ其嚮フコロノ方針ヲ決シテシマフ、而シテ實地ノ政策上ニ付テハ互ニ爭フ、其方ノ研究ヲスルト云フコトニ早ク移リタイト云フノガ吾々ノ希望デアリマス、之ヲ爲サナイ以上ハ何時マデモ何時マデモ昨年ノ冬以來ノ騒ギヲ繰返サネバナラヌト思フデアリマス、故ニ斯カル面白クナイ、又國家ノためメハ不幸ナル事柄ヲ避ケマスルタメニ、此政黨內閣ト云フモノハ憲政上ニ必要ナモノデアルト云フコトヲ、明白ニ原則トシテ極メテ置ケバ、今後ハ此原則ハ誰モ破レナイ、而シテ其以外ノ問題ニ於テ互ニ爭フコトガ研究シヤウト云フ風ニ致シタイト云フノガ、私ノ希望デアリマス、總理大臣山本伯ハ政黨政治ニハ大ニ好意ヲ表セラレテ居ルト云フコトデアル、否好意ノミナラズ政黨政治ガ然ルベキコトデアルト、御認メニナツテ居ルガ如クニ、私ハ推測スルデアリマス、若シ官制上ノ不自由ガナカッタラバ、政友會ニ入會シテモ宜シイデアルガト云フ御考デアラウニ承ツテ居リマスカラ、政黨政治ト云フモノニ付テハ多分御異議ノナイ筈デアル、就テハ御異議ノナイモノデアルナラバ、其意見ヲ明白ニ此處デ承ツテ置クト云

フコトハ、甚ダ國家ノタメニ幸ヒアルト思フノアリマス、政黨内閣ハ憲政ノ運用上必要ナルモノアルト云フコトヲ明言シテ、而シテ此原則ニ基キテ將來ハ政治ヲ執ルベキモノナルヲ、又自分モ其考ヘアルト云フコトヲ明言シテ戴クコトが出来マスナラバ、甚ダ幸アルト思フノアリマス、尙此事ニ附屬シテ總理大臣ニ御尋シタト思フノハ、若シ愈私ガ推測スル如ク政黨内閣ノ主義ニ御同意アル、憲政ノ運用上政黨内閣ノ制度ト云フモノハ必要アルト云フコトニ御同意アル、御賛成アルマスナラバ、現在ノ形ニ於テ山本内閣ハ、此見地カラ見テ申シ分キモノアルト山本伯ニ於テモ御考デアリヤ否ヤ、是モ序ニ承リタト思フ、若又山本伯ニシテ政黨主義ヲ必要トハ認メナイ、サウ云フモノハ憲政ノ運用ニ必要トハ思ハナイト云フ御考アルトスナラバ——サウデアアリマスマイガ、假リニサウ云フコトガアリト假定スナラバ、今日政友會ト提携シテ居ラレルコトハ、政黨政治ノ趣意ヨリ來リタルニアラズシテ、單ニ一時ノ便宜ノ爲ニ妥協提携ノ手段ヲ執テ居ラレルダケノコトアルカ、其邊モ添ヘテ承リタト思フノアリマス、次ニ第二ニ私ノ御尋致シタト思フノハ、陸海軍大臣ノ任用ニ付テノ制限ノ問題デアリマス、御承知ノ如ク現役大將ニアラザレバイケナイト云フ窮屈ナル制限ガアル、此事ニ關スル質問デアリマス、是ハ申スマデモナク憲政上ニ於テノ重大ナル問題デアリマス、ヤハリ是ガ政治組織ノ主義ノ上ヨリ見タル根本ノ大問題デアリマスノミナラズ、是ハ昨年西園寺内閣ガ倒レ桂内閣ガ起ル其前後ヨリ致シテ、我國ノ重大ナル問題ニナツテ、今尙明白ニ解決ヲ告グズニ居ルコロノモノデアリマス、單ニ此時機ニ御尋申スト云フヤウナ問題モ何デモナイ、實際宿題トナリ現在ノ問題トナツテ眼ノ前ニ現ハレテ居ル、如何ニシテモ此解決ヲ告グベナラナイト云フコトニナツテ居ル、サウ云フ問題デアリマスカラ、是ニ付テハ一層明白ナル御答辯ヲ煩ハサベナラナイト思フノアリマス、(拍手スル者アリ)此事ニ付キマシテハ一月ノ二十一日政友會ヨリ致シマシテ、今ノ内閣ノ閣員タル松田元田三君ノ如キモ提出者トナラレマシテ、サウシテ桂内閣ニ質問セラレタノアル、而シテ是等三君ヲ初メ、ソレニ屬スル政友會ノ意見ハ申スマデモナク此陸海軍大臣ノ任用令ニ於テノ制限ヲバ、憲政ノ運用ニ差支アルモノナル、支障アリト認メテ而シテ其改正ノ必要ナルヲ認メタノデアリマス、西園寺内閣ハ勿論此問題ニ苦シメラレテ、是ハ實ニ憲政運用上ニ支障アルモノト斯ウ認メタノアル、今ノ山本内閣ハ政友會ノ政策ヲ實行スルコト、承ハテ居ル、又前ノ西園寺内閣ノ延長シタルモノト見做スベキモノナルト云フコトヲ承ハテ居ル、然ラバ此重大問題ニ付テモ 必ズ前ノ政友會ガ認メ、又西園寺内閣ガ認メタルト同ジキ意見ヲ執テ居ラル、ニ相違ナイト私ハ思フノデアリマス、即チ此制限ハ憲政ノ運用上ニ差支アルモノナルト御認メニナリ、從ツテソレヲ改正セベナラナイト云フ御意見デアラウト考ヘルノデアリマスガ、其御考ヲ此處デ明白ニ國民ノ前ニ言明セラレマシタナラバ、時局ヲ明白ナラシムルニ於テ甚ダ喜ベキコトデアラウト思フノデアリマス、現在山本伯ノ閣員トシテ重要ナル地位——私ハ重要ナルト信ツテ居リマスガ、重要ナル内閣員ノ地位ニ立ツテ居ラレル松田君ナリ、原君ナリ、元田君ハ、此問題ニ付テハ種々ノ因縁ヲ有シテ居ラレマスノアルカラ、必ズ此ノ如キ憲政ノ運用ニ差支アル制限ヲ——サウシテ是ガタメニハ西園寺内閣ノトキニ散々苦シメラレタト云フ緣故ノアル此問題、之ヲ解釋スルニ付テノ充分ノ御抱負ガアルダウト信ズルノデアリマス、定メシ

山本内閣ニ御入リニナリマスルトキニハ、是等三君ハ此重要問題ニ付テ豫メ山本總理大臣ト打合せセラレタデアラウト私ハ推測スル、政治家ノ進退ハ決シテ輕シク爲スベキモノデナイ、大臣ノ椅子ニ就ク、總理大臣ト話シテ其仲間ニ入ラウ、内閣ノ仲間ニ入ラウト云フニ付テハ、重要ナル政策ニ付テハ豫メ打合せスベキ答デアル、殊ニ前ノ政變以來特殊ノ關係アル時局ニ於テノロビキナナイ問題トナツテ、眼前ニ横ハテ居ルコト云フ此事柄ニ付テハ、必ズ一應山本總理大臣ニ打合せラシテ、此問題ハ斯ウ云フ成行ニナツテ居ル、吾々ハ斯ウ云フ考デアル、斯ウ云フ立場ニ居ル、總理大臣ハドウデアル、吾々が執リ來タコロノ意見ト同ジデアラナラバ、喜ンデ吾々モ内閣員トナラウト云フ位ノコトハ必ズ爲サレタデアラウト私ハ想像スルノデアリマス(拍手起ル)立憲政治家ノ進退ハ徒ニ無方針無定見、唯誘ヒラ受ケタカラ大臣ノ椅子ニサヘ著ケバ宜シト云フ譯ノモノデナイ(拍手起ル)必ズ豫メ此問題ニ付テノ協議ハセラレタ答デアル、然ラバ今日此問題ハ既ニ明白ニ内閣ニ於テハ極マツテ居ルコトデアラウト私ハ思フ、然レニ過日來山本總理大臣ハ、此問題ニ付テ明白ナル答ヲ與ヘラレナカッタノデアリマス、是ハ多分文書ニ依ル質問デナカッタカラカモ知レナイ、併シ幸ニ本員ハ文書ニ依テ御尋致シテ居ルカラ、宜シイ待テ居タノデアアルト云フヤウナ譯デ、定メ明白ナ答ヲ與ヘテ國民ノ疑惑ヲ御解キナルデアラウト本員ハ信ゼント欲スルノデアリマス(拍手起ル)私ハ此問題ニ對スル總理大臣ノ御答辯ニ依リマシテ、此内閣ガ立憲主義ノ上カラ見テ如何ナル價值ヲ有スルカト云フコトヲ、判斷スル材料ニ致シタト思フノデアアル、同時ニ松田元田三君ガ、大臣トシテ御入リニナツテ居ルガ、此三君ガ政治家トシテハ如何ナル人デアアル、責任ヲ知ル人デアアルヤ否ヤト云フコトヲ判斷スル材料ニ致シタノデアアル(拍手起ル)第三ニ本員ノ問ハント欲スルハ文官任用令ニ關スルコトデアリマス、此文官任用令ガ憲政ノ運用ニ差支アルモノナルト云フコトハ、最早多ク論ヲ俟タナイ、私ハ此事ニ付テ長ク諸君ノ清聴ヲ煩ハス、必要ハナカラウト思フノデアリマス、總理大臣ガ豫算委員會ノ席上デ、此問題ニ付テ一議員ニ御答ニナツタコロニ依リマスル、文官任用令ヲ改正スルヤ否ヤハ未ダ明言スル能ハズト云フコトデアアル、此ノ如キ答ハ吾々ノ満足スルヲ得ナイノデアリマス、第一現在ノ文官任用令ヲ改正スル必要アリト認メラル、ヤ否ヤ明白ニ承リタイ、原則ニ於テ必要アリト御認メニナツタトスレバ、第二ニハ如何ナル範圍ニ於テ如何ナル程度ニ於テ此任用令ヲ改正セントセラレノデアアルカ、ソレヲ承リタイノデアリマス、此問題ハ憲政ノ運用ニ伴フ多年懸案トモ云フベキモノデアリマス、殆ド國民ハ其改正ヲ要求スルニ於テ一致シテ居ルノデアリマスカラ、定メシ山本總理大臣モ吾々ニ對シ満足スベキ答辯ヲ與ヘラレタデアラウト豫期致スノデアリマス、第四ニ二個師團増設問題、是ハ前ノ陸海軍大臣任用ニ關スル件ト同ジク、昨年ノ冬以來實地ノ問題トシテ政治社會ノ重大ナル注意ヲ惹イテ居ルコロノモノデアアル、是ハ突發シタ問題デモナク、物好キニ出テ來タモノデ何デモナイノデアリマシテ、種々ノ關係、西園寺内閣ノ倒レタトキヨリノ關係上、明白ニ解決シナケレバナナイ、答ニナツテ居ルコロノモノデアリマスカラ、是非山本總理大臣ニ於テ充分ノ満足スベキ御答辯ヲ得タイト思フノデアリマス、是マデ豫算委員會等ニ於テ、總理大臣ノ述べラレタコロニ據リマスル、大正二年度ニ於テハ二個師團増設ハ豫算ニ計上シテナイト云フコトデアアル、是ハ說明デアッテ討論チヤナイ、豫算ヲ見レバ大

正二年度ノ豫算ニ計上シテナイト云フノハ分テ居ル、ソレダケノコトデハ益ニナラナイノ
 アツテ、此二個師團増設ナルモノヲ必要ト認ムルノデアルカ認メナイノデアルカ、本年大
 正二年度ノ豫算ニ之ヲ計上シテナイトハ、唯財政上ノ都合ノミデアツテ、腹ノ中デハ之ヲ或
 ハ實行スル、實行シタイト云フ考ヘテ居ルノデアルカ、其邊ガ明白ニナラナイトモ、ハ満足
 スルコトハ出來ナイノデアリマス、豫算委員會ニ於ケル質問及之ニ對スル當局者ノ
 答辯等ニ依リマス、此二個師團問題ニ對スル政府ノ態度ガ、當ニ曖昧デアルノミナ
 ラズ、頗ル奇怪デアルト云フノハ、總理大臣ハ必要デアルカ必要デナカ未ダ分ラナイト云
 フコトデアル、唯大正二年度ニ於テハ歲計ニ上ボシテ居ラナイ、豫算ニ上ボシテ居ラナ
 イ、併シ必要デアルカ必要デナカ分ラナイト云フコトダケノコトデアルカ、陸軍大臣ガ説
 明セラレ答辯セラレタモノヲ見マス、更ニ一歩ヲ進メテ居ル、陸軍大臣ハ二個
 師團増設ノ必要ヲ認メテ、大正三年度ヨリハ之ヲ實行スルニ決シテ居ラル、カノ如クニ
 見受ケラレノデアリマス、斯ク見受ケラル、ガ如キ答辯ヲシテ居ラル、ノデアリマス、是ガ
 甚ダ私ハ奇怪ト思フ、陸軍大臣ハ陸軍省ノ大臣デハナイ、内閣ノ大臣デアルベキ答
 アル、議會ニ出デ、議員ノ質問ニ答ヘルト云フニ至ッテハ、單ニ陸軍省ノ省內ニ於ケル
 意見ヲ代表スベキモノデハナイ、政府ノ代辯者トシテ政府ノ意ノアルトコロヲ述ベル答
 ノデアル、然ルニ政府ノ代辯者トシテ述ベルベキ其ノ言ヲ事柄ハ、總理大臣ノ言フコ
 ト、充分一致シテ居ラナイト云フノハ、甚ダ可笑シイ話ト私ハ思フ、或ハ從來屢、見タ
 ルガ如ク、陸軍省ナルモノハ内閣以外ニ一種ノ獨立ノ存在ヲ保ッテ、内閣ハ内閣デアル、
 陸軍省ハ陸軍省デアルト云フコトニナッテ居ッテ、内閣トシテノ意見ニハ關係セズ、單ニ
 陸軍大臣ガ自分ノ意見トシテ答辯スルト云フノデアルカ、果シテ然リトスルナラバ是ハ
 奇怪ナル事柄デアル、立憲政治ノ行ハル、國ニ於テ、斯ル事柄ガ許シ得ラルベキ答ハナ
 イノデアリマス、惟フニ此邊ハ何等カノ間違ヒガアルダウト私ハ推測スル、若シモ陸軍大
 臣ハ二個師團増設ノ必要ヲ認メ、機ヲ見テヤル積リデアルト云フコトヲ言ヒ、而シテ總理
 大臣ハ二個師團増設ノ必要ニ必要ハ未ダ研究中デアル、未ダ分ラナイト云フヤウナ
 コトデアリマス、國民ハ甚ダ其間ニ惑ヒ生ゼラルヲ得ナイノデアリマス、デ政府ニ於テ
 二個師團増設ノ必要ヲ認メ、之ヲ爲スノ意向デアルト云フコトデアルナラバ、國民ノ前
 ニ正直ニツレヲ言明シテ戴キタイノデアル、總理大臣ニ聞クト云フト何ダカ分ラナイ、陸軍
 大臣ニ聞クト云フトヤハリサウダ、サウ云フ要領ヲ得ナイコト、信ズルノデアリマス、元來西園寺
 スニ迷ハシムルト云フコトハ、甚ダ宜シキヲ得ナイコト、信ズルノデアリマス、故ニ西園
 寺内閣ハ此問題ニ對シテ斷然反對シタノデアリマス、政友會又然リデアリマス、故ニ西園
 寺内閣ノ延長シタルモノデアツテ、政友會ノ政策ヲ實行スル答デアルト云フコトヲ言ハレテ
 居ル山本内閣ハ、必ズ此事ニ斷然反對ノ態度ヲ示スベキ答デアルト私ハ思フ、之ニ付
 テ山本總理大臣ノ申サレコトニ私ハ甚ダ了解シ難キコトガアルノデアリマス、ソレハ豫
 算委員會ノ席上デアツタノデアリマスガ、西園寺内閣ハ海軍擴張ヲ急務中ノ急務ナリト
 考ヘテ其計畫ヲ立テタケレドモ、一個師團増設案ハ財政上ノ都合上見合セラレタノデアルト
 云フコトヲ言フテ居ラル、ノデアル、西園寺内閣ガ二個師團増設ニ反對シタト云フノハ單
 ニ財政上ノ意味デハナイト私ハ信シテ居ル、必要ガ無イト考ヘタカラデアル、ソレハ西園寺
 侯ガ政友會ノ大會ニ於テ演説セラレタトコロニ依ッテ明白デアリマス、其中ニ即チ一月十

九日政友會ノ大會ニ於テ、西園寺侯ハ二個師團問題ニ付キマシテ、財政上ノ狀態ニ
 見ルモノヲ大正二年度ヨリ實行スルコトノ出來ナイノハ勿論、國際上ノ關係ヨリ見ルモ
 急設ノ必要ヲ認メズ(拍手スル者アリ)此ノ如ク明言セラレタノデアル、決シテ單ニ財政
 上ノ都合カラバカリ、一個師團問題ニ反對シタノデハナイ、是ハ西園寺侯ガ總裁トシテ言
 ハレタバカリデハナク、更ニ此趣意ヲ敷衍シ充分其意味ヲ明カニシテ御方ガアル、ソレハ即
 チ松田正久氏デアリマシテ、西園寺侯ノ演説ガアリテカラ約十日間程經チマシテ、大阪
 ニ於ケル二月一日ノ憲政擁護大會ノ席上ニ於キマシテ(拍手スル者アリ)斯ウ云フコトヲ
 言ッテ居ル、内閣ガ——此西園寺内閣ノ倒レタ原因ニ就キマシテ、二個師團問題ニ説及
 ビ、此二個師團ノ増設タルヤ世界刻下ノ狀況ヨリ見ルモ其必要ハ毫モ認メラレナイト、此
 ノ如ク松田正久氏ガ言フテ居ルノデアル(拍手スル者アリ)此大阪ノ憲政擁護大會ニ於
 ケル松田氏ノ演説ハ種々ノ新聞ニ報道セラレ、其報道ハ皆一致シテ居リマス、カラ——
 此點ニ於テ一致シテ居リマス、カラ決シテ是ハ間違ヒトハ思ハレナイ、要スルニ西園寺侯
 ノ政友會大會ニ於テ述ベラレタル趣意ヲ、更ニ敷衍シ多數ノ人ニ聞カシムルガタメニ大阪
 ニ於テ此演説ヲセラレタノデアラウト私ハ思フ、サレバ西園寺内閣ガ二個師團問題ニ反
 對シタト云フコトハ、單純ナル財政上ノ意味バカリデハナイ、其必要ヲ認メナイノデアル、
 國際ノ狀況ヨリ見テ其必要ヲ認メナイト云フ點カラ來テ居ルト私ハ思フ、假リニ財政上
 ニ於テ工夫ガ附クニ致シマシテモ、國際上ノ關係ヨリ見テ必要ハナイト云フノデ、此案ニ
 反對セラレタノデアルト私ハ確信スル(拍手スル者アリ)果シテ然リトスルナラバ、此西園寺
 侯ノ延長デアル政友會ノ政策ヲ實行スル答ノ山本内閣ハ、當然又同ヤウノ理由ヲ以
 テ、此二個師團増設ニ反對セラルベキ答デアルト私ハ思フ、西園寺内閣トハ特別ノ關
 係ガアリ、政友會トモ特別ノ關係ノアル答ナル其政治家ノ口ヨリシテ、西園寺侯ノ意
 見トハ違フ政友會ノ意見トハ違フコトヲ考テ述ベラレテ、西園寺内閣ハ唯財政上ノ都
 合カラ此問題ニ反對セラレタノデアルト御説明ニナルト云フコトハ、甚ダ恐入ッタ次第デ
 アリマシテ、山本伯トシテ誤解ノ甚ダシキモノデアルト私ハ思フ(拍手起ル)免ニ角此二個
 師團増設問題ハ西園寺内閣ヲ倒シタル關係深キ重大問題デアリマシテ、今日之ヲ曖
 昧ニ附シ去ルコトハ出來ナイノデアル、西園寺侯ガ意見ヲ發表シ、又次デ松田正久氏
 ガ其意見ヲ發表シテ居ル、今日ニ至ルマデ世界ノ形勢ハ毫モ變テ居ラナイ、今日ニ至
 テ俄ニ意見ヲ更メナケレバナラヌト云フ事情ハ生ジテ居ラヌト思フノデアル、故ニ必ズ現
 内閣ニ於テモ前同様に説ヲ採ラルベキ答デアル、殊ニ松田君ナリ原君ナリ元田君ナリ純
 粹ニ前ノ西園寺内閣ト聯絡シ、純粹ニ政友會ト結シテ居ル其政治家ニ於テ、責任上
 必ズ此二個師團問題ニハ當ニ大正二年度ニ於テバカリデナイ、必要有ルヤ否ヤト云フ點
 カラ見テモ反對セラルベキ答デアルト考ヘルノデアリマス、併シ之ニ付テハ甚ダ政府今日マ
 デノ態度不明デアリマシテ、説明頗ル曖昧デアルガタメニ、國民ハ非常ニ迷ウテ居ルノデ
 アル、或ハ無益ノ迷ヒデアルカモ知レマセヌガ、免ニ角迷ウテ居ルノデアリマス、何卒總
 理大臣ニ於テ明白ニ此事ニ付テ御答辯ヲ下サイマシテ、決シテサウ云フ譯デナイ、心配
 スルニ及バヌ、ヤハリ前ノ西園寺内閣及政友會ノ執リ來リタル意見ト同一デアルト云フ
 コトヲ明カニシテ戴キタイノデアリマス、終リニ第五ノ質問ト致シテ本員ガ掲ゲマシタルハ
 減稅ノ事デアリマス、大正二年度ヨリ減稅ヲ行フヤ否ヤ、又行フトスルナラバ其見積金

額ハ幾何アルカト云フ事デアリマス、此事ニ付テ既ニ度々豫算委員會ノ問題トナリ、政府當局ヨリ度々御答辯モアツタヤウデアアルガ、其答辯ニハ要領ヲ得ザルモノモ甚ダ多ウカッタガ、此事實ヲ稍々明白ニシテ點ニアルノデアリマス、併シ此本會議ニ於テ此點ニ付テ明白ニ答辯セラレ、減税ハ大正三年度ニ於テ是ダケノ事ヲ實行スル積リデアアル、大正三年度トカ四年トカ云フ先キノ事ヲ聽クタクナイ、現在スグ次ナル此ノ二年ニドレダケノ減税、ドレダケノ意見ヲ實行スルト云フ點ヲ、充分ニ茲ニ御答ヲ願フナラバ甚ダ幸デアアルト思フデアアル、以上申上ゲマスル五箇條ノ點ガ即チ本員ノ問ハント欲スル所ノ問題デアリマス、之ニ付テハ必ズ厚意ヲ以テ、誠意ヲ以テ、總理大臣ヨリ御答アル事ト信ジマスルガ、或ハ將來ノ事柄ハ此處デ答辯ガ出來ナイト云フヤウナ御説ガナイトモ限ラヌガ、本員ハ敢テ將來ノ事ヲ聽クノデナイ、現在ノ意見ヲ聽クノデアリマス、現在今日ニ於テ總理大臣ハ是等ノ問題ニ付テ如何ナル意見ヲ有スルカト云フコトヲ伺フノデアリマシテ、未來記ヲ強イテ問フト云フノデナイ、尙是等ノ問題、殊ニ其中ニ於キマシテモ政治ノ組織問題ニ關シ、憲政ノ運用上ニ關スルト云フ種類ノモノニ至リマシテハ最も重大デアアル、全國民ガ非常ナル注意ヲ以テ其事ニ對スル政府ノ答如何ト云フコトヲ俟テ居ルノデアリマスカラ、願クバ要領ヲ得タル明白ナル而シテ國民ヲ満足セシムルニ足ルダケノ御答辯ヲ煩ハシタイト思フノデアリマス、是等ハ決シテ黨派ノ問題デナイ、一内閣ノモノ問題デナイ、國家國民ニ行互ツテ大問題デアリマス、決シテ一黨派ノ見地カラ、或ハ一内閣ノ見地カラ一時ヲ纏繞シ糊塗シ、而シテ足レリト云フ如キ性質ノ問題デナイノデアリマスカラ、何卒誠意ヲ以テ是等ノ問題ニ御答辯ヲ煩ハシタイノデアリマス(拍手起ル)

答ヲ得ザル時ハ、吾々ハ此希望ヲ表明シ遂行スルタメ、他ノ方法ヲ執ルト云フコトヲ茲ニ聲言シテ置キマス

○議長(大岡育造君) 此場合ニ紹介ヲ致シマス、兵庫縣ノ補缺選舉ニ依ッテ當選セラレタ水野正巳君ガ御出席デゴザイマス、御紹介ヲ致シマス

(水野正巳君起立)

(拍手起ル)

○議長(大岡育造君) 日程第一、京都帝國大學臨時政府支出金ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——議案ノ朗讀ハ省略シマス

第一 京都帝國大學臨時政府支出金ニ關スル法律案 第一讀會

京都帝國大學臨時政府支出金ニ關スル法律案
火災復舊ノ費用ニ充ツル爲大正元年度乃至大正三年度ニ於テ總額金十二萬圓ヲ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ帝國大學特別會計法第二條ノ金額ノ外一般會計ヨリ京都帝國大學特別會計ニ繰入ルヘシ

(政府委員福原鐵二郎君登壇)

○政府委員(福原鐵二郎君) 昨年十月ニ京都帝國大學ノ理工科大學ガ火災ニ罹リマシタ、化學教室及設備ノ全部ヲ焼失致シマシタ、其復舊ノ費用トシテ京都大學資金ヲ以テ處辨ヲ致ス答デアリマスガ、復舊ノ費用ガ巨額デアリマシテ、資金ノ力ヲ以テ全部ヲ負擔スルト云フコトハ出來マセヌノデ、已ムヲ得ズ不足額ヲ國庫ヨリ補給スル必要ニ依リマシテ、本案ヲ提出シタ次第デアリマス、ドウゾ御協賛ヲ願ヒマス

○議長(大岡育造君) 日程第二右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○松田源治君 本案ハ議長指名ノ九名委員ニ付託セラレン事ヲ望ミマス

(贊成々々ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 本案ヲ議長指名九名ノ委員ニ付託スルニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ右ノ如ク決シマス

○荒川五郎君 先刻議長ノ宣告モアリマシタガ、既ニ本議會ハ三分ノ二モ經過致シテ居リマスデ、委員會今日ノ二時ニ開クコトニ公報ニモ出テ居ルノデアリマス、ソレデ私立學校用地免租ニ關スル委員會、二時カラ直チニ開クコトヲ御許シナリタウゴザイマス

○議長(大岡育造君) 滿場御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナイヤウデアリマスカラ許可シマス、日程第三、第五、第七、第九、第十一ハ何レモ關聯シタル議案デアリマスカラ一括シテ議題ト致シマス、御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ナケレバ一括シテ説明ヲ求メマス——松田司法大臣

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス、尙此場合ニ附加ヘテ申シテ置キマス、成ベク本會ト委員會ノ日ヲ分ツタル以上ニハ、非常ニ急グ場合デナクハ臨時ノ請求ヲ御遠慮ニナルヤウニ致シタイノデアリマス——相島君

○相島勘次郎君 唯今林君ノ質問ハ無論總理大臣ニ對スルノデアリマスガ、併シ其關係スル事ハ此處ニ出席シテ居ラル、元田君松田君等モ答辯ノ出來ルヤウナ事モ随分アルヤウデアリマスカラ、是等ハ政府ノ答辯ト云フ譯デナイガ、立憲國ノ立憲大臣タル責任トシテ、茲ニ御答辯ト云フカ何ト云フカ、自分ノ考ヲ述ベテ宜カラウト思ヒマス(拍手起ル)

(内閣總理大臣伯耆山本權兵衛君登壇)

○内閣總理大臣(伯耆山本權兵衛君) 諸君、去ル二十七日日本議院ニ於キマシテ、犬養君ヨリノ御質問モ承リマシタシ、又唯今林君ヨリノ質問モ其内大體同ジモノモゴザイマス、右ニ關シマシテハ且下熟慮審議中デゴザイマスニ依テ、今ヨリ二日間中ニ御答ヲ致シマス、左様御承知置テ願ヒタイ

○竹越與三郎君 唯今總理大臣ヨリ二日ノ猶豫ヲ得タイト云フコトデアリマシタガ、本員等ハ此猶豫ヲ與フルニ躊躇スルモノデアリマセヌ、但シ三日間ノ後ニ満足ナル返

第三 裁判所構成法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

裁判所構成法中改正法律案

第十三條ノ二 區裁判所ノ判事差支ノ爲或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス且同

裁判所ノ判事中其ノ代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ其ノ事件緊急ナ

第十四條中「二百圓」ヲ「五百圓」ニ改ム

第十五條 區裁判所ハ此ノ法律又ハ他ノ法律ニ特別ノ規定アルモノヲ除ク

第十六條 區裁判所ハ刑事ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス但シ第二ニ記

第一 拘留又ハ科料ニ該ル罪

第十六條ノ一及第十六條ノ二ヲ削リ第十六條ノ三ヲ第十六條ノ二ニ改ム

第十七條ノ二 司法大臣ハ區裁判所ニ屬スル事務ノ一部分ヲ取扱フ爲區裁

第二十一條中「毎年」ヲ削リ

第二十七條中第二號ヲ削リ第三號ヲ左ノ如ク改ム

第二 地方裁判所ノ第一審トシテ爲シタル決定及命令ニ對スル法律ニ

第四十條中「五人」ヲ「三人」ニ改ム

第四十一條中「五人」ヲ「三人」ニ「七人」ヲ「五人」ニ改ム

第五十條第一號ヲ左ノ如ク改ム

第一 終審トシテ

(イ) 地方裁判所及控訴院ノ第二審判決ニ對スル上告

(ロ) 地方裁判所ノ第二審トシテ爲シタル決定及命令並ニ控訴院ノ

第五十三條中「七人」ヲ「五人」ニ改ム

第七十三條中「及第七十五條」ヲ「乃至第七十五條」ニ改ム

第七十四條ノ二 司法大臣ハ裁判事務上必要アルトキハ控訴院又ハ大審院

第八十八條第一項ヲ左ノ如ク改ム

書記ハ司法大臣之ヲ任シ及之ヲ補ス司法大臣ハ大審院長控訴院長檢察總

第九十五條中「控訴院長」ヲ「地方裁判所長」ニ改ム

第三百三十六條ノ二 合議裁判所長檢察總長檢察正ハ其ノ監督ニ屬ス

ル判事若ハ檢察官ヲシテ司法行政事務ノ一部分ヲ取扱ハシムルコトヲ得

附則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前裁判所ノ受理シタル訴訟ニ付テハ管轄ニ關スル從前ノ規定ヲ適

用ス但シ本法ニ依リ其ノ裁判所ノ管轄ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五 (政府提出) 判事及檢察官ノ休職並判事ノ轉所ニ關スル法律案 第一讀會

第一條 裁判所構成法中改正法律並裁判所廢止及名稱變更ニ關スル法律ノ

施行ニ際シ司法大臣ハ判事及檢察官中二百三十二人ヲ限リ休職ヲ命スルコ

トヲ得但シ判事ニ休職ヲ命スルニハ願ニ依ル場合ヲ除クノ外大審院ノ總

會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

第二條 前條ノ規定ニ依リ休職ヲ命セラレタル判事及檢察官ニハ現俸三分ノ

一ヲ支給ス但シ在職二十五年以上ノ者ニハ二分ノ一迄ヲ支給スルコトヲ得

第三條 第一條ニ掲ケタル法律施行ノ際ニ限リ裁判所構成法中判事ノ轉所

ニ關スル規定ハ之ヲ適用セス

附則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七 裁判所廢止及名稱變更ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

第一條 裁判所廢止及名稱變更ニ關スル法律案

區裁判所ノ新島區裁判所、八丈島區裁判所、父島區裁判所、松戶區裁判所、佐倉

區裁判所、一宮本鄉區裁判所、佐原區裁判所、木更津區裁判所、太田區裁判

所、水戸區裁判所、麻生區裁判所、龍ヶ崎區裁判所、真岡區裁判所、宇都宮區裁

判所、大田原區裁判所、佐野區裁判所、越ヶ谷區裁判所、幸手區裁判所、大宮區裁

判所、沼田區裁判所、中之條區裁判所、太田區裁判所、前橋區裁判所、富岡區裁

判所、前橋區裁判所、藤枝區裁判所、吉原區裁判所、掛川區裁判所、飯田區裁

判所、飯田區裁判所、大町區裁判所、福島區裁判所、長野區裁判所、岩村田區裁

判所、三條區裁判所、柏崎區裁判所、糸魚川區裁判所、伏見區裁判所、木津

區裁判所、國部區裁判所、峰山區裁判所、池田區裁判所、茨木區裁判所、枚

方區裁判所、岸和田區裁判所、富田區裁判所、松山區裁判所、奈良區裁

判所、高田區裁判所、奈良區裁判所、伊丹區裁判所、明石區裁判所、柏原區裁

判所、社區裁判所、龍野區裁判所、村岡區裁判所、水口區裁判所、八幡區裁

判所、大津區裁判所、今津區裁判所、妙寺區裁判所、撫養區裁判所、富岡區裁

判所、德島區裁判所、川島區裁判所、赤岡區裁判所、須崎區裁判所、三本松區裁

判所、觀音寺區裁判所、一宮區裁判所、津島區裁判所、牟田區裁判所、西尾區裁

施行ノ期

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行前裁判所ノ受理シタル事件ハ其ノ裁判所ニ於テ之ヲ完結ス

裁判所管轄區域表

[illegible]

東京											
靜岡				前橋				東京 字都宮			
駿松	下田	沼津	靜岡	高崎	前橋		栃木	字都宮	下妻		
靜岡縣ノ内 濱松市 榛原郡ノ内 小笠郡 川崎町 菅山村 地頭方村 御前崎村 白羽村 萩岡村 坂部村	靜岡縣ノ内 賀茂郡	靜岡縣ノ内 駿東郡 田方郡 富士郡	靜岡縣ノ内 靜岡市 榛原郡ノ内 中川根村 安倍郡 庵原郡 志太郡	群馬縣ノ内 高崎市 群馬郡ノ内 倉賀野町 大類村 塚澤村 車郷村 國府村 清里村 桃井村 片岡村	群馬縣ノ内 多野郡 北甘樂郡 碓氷郡 吾妻郡	群馬縣ノ内 前橋市 群馬郡ノ内 山田郡 伊香保町 古卷村 明治村 小野上村 總社町 東村 元總社村 金島村	群馬縣ノ内 下都賀郡 安蘇郡 足利郡	栃木縣ノ内 宇都宮市 那須郡 河内郡 上都賀郡 芳賀郡 鹽谷郡	茨城縣ノ内 筑波郡ノ内 吉沼村 高道祖村 結城郡 猿島郡	上郷村 小野川村 鹿島郡ノ内 鹿島町 豐津村 矢田部村 東下村 中野村 中島村 波野村 輕野村 若松村	作岡村 葛城村 大同村 高松村 大穗村 菅間村 田井村 田井村 長崎村 小田村

[illegible]

大阪奈良		神戶						大阪	
五條	奈良	洲本	豐岡	姫路	篠山	神戶	堺		
宇智郡 吉野郡内 上市町 野迫川村 吉野村 中龍門村	奈良縣内 奈良市 宇陀郡 吉野郡内 四郷村	兵庫縣内 津名郡 三原郡	兵庫縣内 城崎郡 西石郡	兵庫縣内 加西郡 佐用郡 多可郡 美作郡	兵庫縣内 多紀郡 水上郡	兵庫縣内 神戶市 美作郡	中河内郡内 天美村 布忍村 松原村 三宅村 惠我村	大阪府内 堺市 泉北郡 泉南郡	玉川村 市施村 西六郷村 若江村 久寶寺村 北江村 三木本村
南葛城郡 北葛城郡 高市郡	添上郡 生駒郡 山邊郡 磯城郡		養父郡 朝來郡 美方郡	印南郡 加古郡 赤穂郡		川邊郡 有馬郡 明石郡	高野町 磯長村 赤阪村 彼方村 加賀田村 北八下村 玉手村 狭山村 高鷺村 丹南村 小山村	新堂村 山田村 千早村 市新野村 天見村 古市村 駒ヶ谷村 三郷村 西浦村 大草村 丹北村	喜志村 白木村 東條村 天野村 川上村 高向村 金岡村 西浦村 大草村 丹北村

德島		和歌山				大津	
高松	德島	新宮	御坊	田邊	和歌山	長濱	大津
高松市 綾歌郡内 府中村 瀧宮村 千足村	德島縣内 德島市 名西郡 美馬郡	和歌山縣内 東牟婁郡内 新宮町 西向町 小川村 下太田村 小口村 三里村	和歌山縣内 日高郡内 御坊町 志賀村 西内原村 矢田村 川上村 初目村	和歌山縣内 日高郡内 大島村 東牟婁郡内 南部町 寒川村	和歌山縣内 和歌山市 海草郡 那賀郡 伊都郡 有田郡	滋賀縣内 滋賀郡 大上郡 愛知郡 神崎郡 高島郡	滋賀縣内 滋賀郡 栗太郡 野洲郡 甲賀郡
香川縣内 高松市 香川郡 木田郡 大川郡 小豆郡	德島縣内 德島市 板野郡 勝浦郡 那賀郡 海部郡	古座町 高池町 三輪町 色川村 三尾川村 上太田村 高田村	印南町 衣奈村 白崎村 由良村 東内原村 松原村 船着村	中山路村 清川村 高城村 龍神村 岩代村	伊香郡 高島郡	神崎郡 高島郡	甲賀郡

(11111)

	福 岡						佐 賀					平 戸			
	行 橋	小 倉	柳 河		久 留 米		飯 塚	福 岡	啓 津	佐 賀	藤 原	福 江			
大分縣ノ内 大分市 遠見郡ノ内 日田町 石垣村 東杵村	福岡縣ノ内 京都郡 鏡上郡 田川郡	福岡縣ノ内 小倉市 門司市 企救郡 速賀郡	福岡縣ノ内 山門郡 三潁郡ノ内 大川町 大濤村 田口村	福岡縣ノ内 久留米市 三潁郡ノ内 島飼村 大瀬村	福岡縣ノ内 久留米市 三井郡 浮羽郡 安武村 大營寺村 西牟田村	福岡縣ノ内 嘉穂郡 鞍手郡	福岡市 糸島郡 朝倉郡	福岡縣ノ内 筑紫郡 粕屋郡 宗像郡 早良郡	佐賀縣ノ内 佐賀市 杵島郡 藤津郡 神埼郡 西松浦郡 三養基郡 小城郡	下縣郡 上縣郡	長崎縣ノ内 南松浦郡	長崎縣ノ内 平戸町 獅子村 雷吹村 南田平村 上志佐村 江迎村 鹿町村 今國村 龜島村	長崎縣ノ内 壺岐郡 北松浦郡ノ内	長崎縣ノ内 壺岐郡 北松浦郡ノ内	

長崎

大分

熊本	大分縣ノ内	中津	竹田	臼杵	大分
熊本市 上釜城郡ノ内 御船町 水倉村 高木村 宮内村 飯野村 秋津村	大分縣ノ内 玖珠郡 立石町	大分縣ノ内 下毛郡 高田町 草田村 白野村 東國東郡ノ内 竹田津町 來浦村 立石町	大分縣ノ内 直入郡 大野郡ノ内 三重町 合川村 小富士村 西大野村	大分縣ノ内 南海部郡 白杵町 海邊村 津江村 川登村 重岡村	大分縣ノ内 東國東郡ノ内 山浦村 國東町 豐崎村 西安岐村 朝田村 北海部郡ノ内 川添村 神崎村 大野郡ノ内 犬飼町
飽託郡 宇土郡 下釜城郡 玉名郡		宇佐郡 河内村 吳崎村 三浦村 上伊美村 伊美村 姫島村 熊毛村	百枝村 收口村 諸方村 井田村 長谷村 東大野村 今市村	佐賀關町 一尺屋村 上北津留村 日代村 四浦村 保戸島村 南野津村	上村 南端村 北由布村 南由布村 武藏町 安岐町 上國崎村 朝來村 中武藏村 西武藏村 大内村 佐賀市村

熊本

天草	八代	宮地	山鹿	熊本
天草郡ノ内 本波町 赤崎村 御所浦村 櫛子土村 鬼池村 高濱村 深海村 島子村 手野村 姫戸村 龜島村 龜浦村	熊本縣ノ内 八代郡 八代町 葦北郡 球磨郡	熊本縣ノ内 阿蘇郡ノ内 宮地町 古城村 尼々石村 色見村 産山村 上益城郡ノ内 朝日村	熊本縣ノ内 鹿本郡 菊池郡ノ内 隈府町 龍門村 菊池村 加茂川村 岩北村 河原村 水原村 戸崎村 追間村 花房村	熊本縣ノ内 下矢部村 白旗村 名連川村 小坂村 菊池郡ノ内 大津町 平良城村 西合志村 阿蘇郡ノ内 錦野村 天草郡ノ内 登立村 維和村 上村 中村 湯島村
早浦村 下津深江村 須子村 小田床村 中田村 磯石村	富岡町 上津浦村 下津浦村 棚底村 大尾村 坂園川村 宮地村 今津村 宮野河内村	高森町 坂梨村 黒川村 長陽村 管尾村 柏村 久木野村 波野村 小峯村 内收町 南小國村 草部村 波野村 白水村 永水村	旭野村 岩北村 河原村 水原村 戸崎村 追間村 花房村	津森村 七龍村 龍野村 龍尾村 水越村 豐秋村 陣村 大島村 廣安村 御嶽村 白糸村 龍川村 中島村 乙女村

[illegible]

秋田									
大曲	横手	大館	本庄	秋田	一関	宮古	遠野	盛岡	西田川郡ノ内
秋田縣ノ内 仙北郡 平鹿郡ノ内 角間川町 川西村	秋田縣ノ内 雄勝郡 横手町 山内村 植田村 八澤木村 朝倉村 境町村 館合村 阿氣村 黒川村 増田町 榮合村 睦合村 吉田村 田根森村 沼館町 十文字村 福地村 旭見村 大森町 三重村 里見村	秋田縣ノ内 北秋田郡 鹿角郡	秋田縣ノ内 由利郡ノ内 本莊町 象瀉町 小田村 西瀧澤村 石澤村 下川大内村 矢島町 子吉村 院内村 鮎川村 小友村 上川大内村 龜田町 西目村 川内村 東瀧澤村 南内越村 大正寺村 平澤町 上濱村 直根村 五米村 北内越村 松ヶ崎村 道川村 金浦町 上郷村 笹子村 下郷村 岩谷村	秋田縣ノ内 由利郡ノ内 下濱村 南秋田郡 河邊郡 山本郡	一関 西磐井郡 瀧澤郡ノ内 水澤町 白山村 若柳村 前澤町 古城村 永岡村 佐倉河村 衣川村 金ヶ崎村 眞城村 小山村 南都田村 氣仙郡 江刺郡	宮古 巖手縣ノ内 下閉伊郡	遠野 巖手縣ノ内 上閉伊郡	盛岡 巖手縣ノ内 盛岡市 二戸郡 瀧澤郡ノ内 相去村 巖手郡 九戸郡 紫波郡 稗貫郡 和賀郡	西田川郡ノ内 碓浦村

函館				青森			
室蘭	札幌	江差	函館	八戸	弘前	青森	青森
北海道ノ内 室蘭郡 虻田郡ノ内 虻田村 更紗郡ノ内	北海道ノ内 札幌區 空知郡ノ内 岩見澤町 北村 樺戸郡ノ内 月形村 浦臼村	北海道ノ内 檜山郡 奥尻郡	北海道ノ内 函館區 松前郡	青森縣ノ内 三戸郡 上北郡ノ内 三本木町 百石村 法典澤村 下田村 藤坂村 三澤村 四和村 六戸村	青森縣ノ内 弘前市 中津輕郡ノ内 清木村 駒越村 藤代村 南津輕郡ノ内 黒石町 瀨岡村 藤崎村 猿賀村 柏木町 大鰐村 和徳村 岩木村 大浦村 船澤村 高杉村 西田村 豊田村 相馬村 東日屋村 西日屋村 千年村 大津村 大深内村 六ヶ所村 天間林村 甲地村	青森縣ノ内 青森市 上北郡ノ内 七戸町 浦野館村 南津輕郡ノ内 畑岡村 中津輕郡ノ内 新和村	青森縣ノ内 青森市 東津輕郡 北津輕郡 下北郡

國 館											
根 室						札 幌					
豐 原	網 走	帶 廣	釧 路	根 室	稚 内	旭 川	岩 内	小 樽	浦 河	網 走	釧 路
西能登呂岬燈臺用地西北端ヨリ自主山稻嶺山雨龍山留多加山ヲ連繫スル山脈ヲ趁ヒ多蘭泊ト中里トノ各北端ヲ連繫スル線ニ至リ其ノ交又點ヨリ同線ヲ東ニ留多加川ニ至リ其ノ交又點ヨリ河	網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町	北海道ノ内 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町	北海道ノ内 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町	北海道ノ内 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町	北海道ノ内 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町	北海道ノ内 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町	北海道ノ内 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町	北海道ノ内 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町	北海道ノ内 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町	北海道ノ内 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町	北海道ノ内 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町 網走郡 網走町

第十一 判事懲戒法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

判事懲戒法中改正法律案

第九條中「五人」ヲ「三人」ニ、「七人」ヲ「五人」ニ改ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(司法大臣松田正久君登壇)

○司法大臣(松田正久君) 唯今議長ノ宣告ニ依リマシテ、日程第三ヨリ第十一ニ至ルマデが一括シテ議題ニ付セラレタノデゴザイマス、即チ其第一ハ裁判所構成法中改正法律案アリマス、裁判所構成法ハ其實施以來茲ニ二十有餘年ヲ經過シテ居リマス、此間ニ於テ實際ノ經驗ニ依リマシテ、多少改正ノ點ヲ見出し、此事ハ世間ノ學者及實際家ニ於テモ略々其意見ハ一致シテ居ル位デゴザイマス、故ニ今般政府ハ行政及財政ノ整理ヲ實行セントスルニ當リマシテ、此裁判所構成法ノ改正ヲ期スルノデゴザイマス、即チ其要點ヲ申シテ見マスレバ、第一ニハ區裁判所ノ權限ヲ擴張致スノデアリマス、御承知ノ如ク是マデ民事ノ訴訟トシテハ二百圓以下デゴザイマシタノヲ、此改正案ニ依テハ之ヲ五百圓以下ニ致ス、是ガ第一デゴザイマス、又刑事ト致シテハ第一ハ拘留及科料ニ當ル罪、第二ハ豫審ヲ經ザルトコロノ有期ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ當ル罪ヲ管轄スルコトニ致シタノデゴザイマス、擬又第二ニハ是マデ合議裁判ノ構成ハ大審院七人控訴院五人地方裁判所三人デゴザイマシタノヲ、此構成ノ人員ヲ減シマシテ、大審院ノ合議ヲ五人ニ改メ、控訴院ノ五人ヲ三人ニ改メ、是ガ即チ第二ノ要點デゴザイマス、又第三ノ要點ハ、上告ヲ統一スルガ爲メニ、總テ上告審ハ之ヲ大審院ノ管轄ニ歸スル、是ガ第三ノ要點デゴザイマス、第四ニハ司法行政上必要アルトロニシテ判事ニ轉所ヲ命スルコトガデゴザイマス、現行ノ裁判所構成法ニ依ッテ見マスレバ、其意ニ反シテ轉所ヲ命スルコトハ出來ヌト云フコトニナッテ居ルノデアル、是ハ司法行政上甚ダ不便ヲ感シマスカラ、裁判事務上必要ト認メマス、トキニハ大審院ノ總會ノ決議ヲ以テ、判事ノ轉所ヲ命スルコトヲ得ル、斯ウ云フコトニ致シタノデゴザイマス、此他少シ事務ノ簡捷ヲ計ルタメノ改正ガデゴザイマスケレドモ、是ハ誠ニ少シナル問題デゴザイマス、先ヅ構成法中ノ改正ノ要點ハ以上述べ通りデゴザイマス、之ニ次ギマシテ裁判所廢止及名稱變更ニ關スル法律案ヲ提出致シマシタ、是ハ此現行ノ區裁判所設置

以來、裁判所所在地他地方トノ關係ニ於キマシテ、諸般ノ交通機關ガ餘程發達ヲ致シタコトニナリマシテ、所ニヨリマシテハ之ヲ廢シテ他ニ合併ヲ致スト云フコトノ便利ヲ認メマシテカラ、即チ裁判所廢止及名稱ノ變更法律案ヲ提出致シタ次第デゴザイマス、又右ノ二法律案ヲ實施スルニ付キマシテ、茲ニ判事及檢事ノ休職並ニ判事ノ轉所ニ關スル法律案ト云フモノヲ提出致シタデゴザイマス、以上ノ二法律案ガ實施スルコトニナリマスレバ、判事檢事ノ中ヨリシテ二百三十二人ヲ限リテ休職ヲ命ズルノ必要ガ出來テ來ルノデアリマス、然ルトコロニ判事檢事ノ人員ハ憲法及現行ノ構成法ニ於テ保障ヲ致シテアリマス、然ルトコロニ休職ヲ命ズル譯ニモ參リマセヌ、故ニ出來得ル限リ鄭重ノ手續ヲ盡スガ必要デアラウト考ヘル、ソレ故ニ判事ニ休職ヲ命ズル場合ニ於キマシテハ、願ニ依ル者ハ別段デアル、願ニ依ル場合ヲ除クノ外ハ大審院ノ總會ノ決議ヲ以テ之ニ休職ヲ命ズルコトヲ得ルト云フコトニ致シタデゴザイマス、其次ニハ裁判所管轄區域ニ關スル法律案デゴザイマス、是ハ前ノ裁判所廢止及名稱變更ニ關スルトコロノ法律案ノ實施ヨリ必要ニナリマス、此管轄區域ノ法律案ヲ提出致シタ譯デゴザイマス、又判事懲戒法中改正法律案、本案ハ曩ニ大審院及控訴院ノ合議ノ方法ヲ改メマシテ、七八ヲ五人ニ致シ、五人ヲ三人ニ致シタ、其結果トシテ判事懲戒法中ノ改正ヲ要スル譯ニナリマス、此改正法律案ヲ提出致シタ次第デゴザイマス、何卒會期モ切迫ノ今日デゴザイマスレバ、速ニ審議ヲ遂ゲラレテ御協賛アラントラ希望致シテ置キマス

○法學博士(花井卓藏君) 質問ガアリマス、區裁判所ノ權限ヲ擴張セラル、結果、刑事ノ事件ニ關シマシテハ殆ド大部分ニ付テ單獨裁判制ヲ認メラル、ト同ジコトニ相成ルヤウニ考ヘマス、區裁判所ノ權限ノ擴張ハ、本員固ヨリ異存ハアリマセヌ、併ナガラ現在ニ於ケル區裁判所ノ判事、彼ニ此ノ如キノ權限ヲ授ケテ運用ノ上ニ國民ハ安心ヲ爲シ得ラル、ヤ否ヤト云フコトニ付キマシテハ、本員實際ノ取扱ニ接シテ憂慮ニ堪ヘヌノデアリマス、初メテ試驗ニ及第ヲシ任ゼラレテ判事ニナリシ者ハ、何事ノ經驗ヲ有スルコトナク、直ニ區裁判所ノ判事トナリ得ル今日ノ狀態デアル、偶々相應ノ年齡ヲ以テ其職ニ在ル者ハ寧ロ物ノ用ヲ爲サル地方裁判所控訴院ナドニ於テ採用スルニ躊躇スル役ニ立タザルトコロノ人物ノミデアリマス、此法律案ヲ迎フルト同時ニ、司法省當局者ハ現在ノ區裁判所ノ判事ヲ改善スルト云フノ觀念ヲ有シテ居ラル、ノデアリカ、現在ノ儘デ満足スルト云フ御趣意デアルカ、之ヲ第一ニ伺フテ置キタイノデアリマス

○司法大臣(松田正久君) 議長

○議長(大岡育造君) 松田司法大臣

(司法大臣松田正久君登壇)

○司法大臣(松田正久君) 花井君ノ御尋デゴザイマス、此事ハ此度裁判所構成法ヲ改正スルニ付テノ問題デモゴザイマセヌ、本官就任以來殊ニ此度ノ就任ハ日最モ淺イコトデゴザイマス、前々ヨリシテ司法部ニ奉職致シタルトキヨリ、此區裁判所ノ判檢事ト云フモノハ最モ重キヲ置カシケレバナラス、今日ノ如キ任用ノ有様デハ最モ人民ニ直接スルトコロノ下級ノ區裁判所ノ判檢事ハ最モ其適材ヲ得シケレバナラス、學校

ヲ卒業シタナリノ人ヲ持テ行ッテ、日々多クノ事件ヲ區裁判所ニ於テ取扱ハセルト云フコトハ、甚ダ覺束ナイ次第デアル、故ニ此任用法ハ改正ヲ加ヘシケレバナラヌト云フコトハ、本官常ニ主張致シテ居ル所デゴザイマス、況ヤ此度區裁判所ノ權限ヲ擴張致スコトニナリマスレバ、花井君ノ御話ノ如ク刑事其他民事ニ於テモ餘程ノコトニナリマス、是ヨリ此法律ノ實施以後ニ至リマス、一層此事ニ注意ヲ致シテ、最モ良キ判事ヲ區裁判所ニ向ケルコトニ致スト云フコトハ、本官今日期シ居ルトコロデゴザイマス、其事ハドウカ右ノヤウニ御承知ヲ願ヒタイノデアリマス

○法學博士花井卓藏君 休職轉所ニ關スルコトニ付キマシテ伺フテ置キタイノデアリマス、裁判所ノ組織ノ變更、又ハ裁判所ノ廢止ノ場合ニ於ケル判事休職ノ規定ハ、裁判所構成法ニ存在致シテ居ルノデアリ、此度提出ニナリマス、然レドモ似タル規定タルニ於テハ當局ノ規定ノ適用ニ、或ハ該當シナイカモ知レマセヌ、然レドモ似タル規定タルニ於テハ當局モ御認メニナラナケレバナラヌト思フノデス、之ヲ裁判所構成法ノ改正ノ形式ニ則ラシテ、獨立立法ヲ企テラレタル理由ハ、那邊ニ存スルノデアリカ、又現行裁判所構成法ノ此種ノ規定ニ依レバ、大審院ノ總會ノ決議ヲ經ルト云フノ條規ハ、存在致シテ居ラヌノデアリマス、此案ニハ司法大臣ハ固ヨリ休職ヲ命ズル權限ハアルノデアリマス、併ナガラ大審院ノ總會ノ決議ト云フモノヲ經由シナケレバナラス、此ノ如キ規定ニナッテ居ル、一面ヨリ考ヘテ見マシタナラバ、休職ニ關スル保障ヲ立テラレタモノトモ解シ得ラルノデアリ、若シ然リトスレバ、現行ハレテ居リマス、今日ノ構成法ノ上ニ存在致シテ居ルモノモ、尙且大審院ノ總會ノ決議ヲ經ルト云フノ保障ノ規定ヲ要スルヤウニナラナケレバ、筋ガ實カヌト思フノデアリマス、何レ此案ノ通過ノ曉ニ於キマシテハ、現行構成法ニ於ケル司法大臣ガ休職ヲ命ズル權限ノ規定ノ分モ、大審院ノ總會ノ決議ヲ經ルト云フ保障ヲ立テラル、御趣意デアルカ、ドウカト云フコトヲ伺フテ置キマス

○司法大臣(松田正久君) 議長

○議長(大岡育造君) 松田司法大臣

(司法大臣松田正久君登壇)

○司法大臣(松田正久君) 此外別ニ此裁判所構成法ニ向ッテ改正ヲ加ヘルト云フ考ハ持ッテ居リマセヌ

○法學博士花井卓藏君 問ノ答ニナラヌノデアリマス、司法次官ガ大臣ノ後ロニ立ッテ居ラル、ヤウデアリマス、ソレモ宜シイ

(政府委員法學博士小山溫君登壇)

○政府委員(法學博士小山溫君) 唯今ノ花井君ノ御答致シマス、裁判所構成法ニゴザイマス、裁判所ノ組織變更等ノ場合ニ於キマシテ、命ヲ待タシムト云フ規定ガゴザイマス、大方其事ヲ仰シタルデアラウト存シマス、裁判所構成法ニハ御承知ノ通り其所謂待命ト、ソレカラ精神身體ノ衰弱ニ依ル退職ト、此二ツガ判事ガ職ヲ退ク時ノ規定ニナッテ居リマス、ソレデハ此今同ノコトニ花井君モ仰シヤタヤウニ極ク能ク似テ居ルノガ、待命ノ規定デアリマス、裁判所ノ權限ノ組織變更ノ場合ニ過剩員ノ生シタ時分ニ職ヲ退カシテ命ヲ待タシメテ置クト云フ規定デアリマス、私共ノ解釋デハ是ハ

極小ノサイ變更デゴザイマスとか、或ハ一裁判所ガ廢止サレタカ云フヤウナ、極メテ少數ノ場合デアリマシテ、其處ニ缺位ヲ生ズルト命ヲ待タシメテ其缺位ヲ補ハス、斯ウ云フ場合ノ規定ト信ジテ居ルノデアリマス、今日ノヤウナ二百二十何名ト云フヤウナ多數デゴザイマス、到底命ヲ待タシメテ置イテ、サウシテ缺位ヲ生ズル、ソレヲ補シテ往クト云フヤウナ運ビニ參リマセヌ、ソレデゴザイマスカラ今般ノ休職ノ法律案ハ、是ハ今回ノ改正法律ヲ實施スル時ノ適用スル積リデアリマス、尙此構成法ノ待命ニハ觸レマセヌデ、其儘ニ存シテ置ク、斯ウ云フ考デアリマス

○法學博士花井卓藏君 本案ハ通シテ行政整理ニ關係ヲ持ツベキ案ナリト認メテ居ルノデスカ、其何レタルニ拘ラズ、二百三十二人ノ休職ヲ命ズルニ於テ之ヲ金額ニシテ減シ高總數ハドレ程デアリマスカ——念ノタメ申シテ置キマスガ、行政整理ノ結果ト云フコトノタメニ御迷惑ヲ御感ジニナルナラ、唯數字ダケデ宜シウゴザイマス、必ズシモソレヲ問フノ考デアリマセヌ

〔政府委員法學博士小山溫君登壇〕

○政府委員(法學博士小山溫君) 御答致シマスガ、唯今精數ニ數字ヲ申上兼ネマステゴザイマスガ、約條給ニ於テ四十萬圓位ハ減シ得ル見込デ居リマス

○法學博士花井卓藏君 ソレハ休職給ヲ除イテデスカ、全體デスカ

○政府委員(法學博士小山溫君) 休職給ヲ除イテト申シマス、御分リニナラヌカ知リマセヌガ、休職給ハ凡ソ要ル方ガ百五十萬圓位デアラウト思ヒマス、ソレハ増ス方ニナリマス、四十萬程ハ減ズル方デアリマス

○議長(大岡育造君) 次ノ日程ニ移リマス——右議案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ニ供シマス

右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○松田源治君 司法大臣ノ説明ニナリマシタ議案ハ、總テ關聯セル議案ナルニ依リ、議長指名十八名ノ委員ニ一括シテ付託セラレンコトヲ希望致シマス

〔贊成〕又〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 議長指名十八名ノ委員ニ一括シテ付託スルニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト聲起ル

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ其ノ如ク決シマス——日程第十三、產牛馬組合法改正法律案、提出者廣澤辨二君

第十三 產牛馬組合法改正法律案(廣澤辨二君外 一名提出)

產牛馬組合法改正法律案

產牛馬組合法

第一條 牛又ハ馬ノ生産ニ從事スル者ハ本法ニ依リ組合ヲ設置スルコトヲ得

組合ノ地區ハ郡市以上ノ區域ニ依リ之ヲ定ムヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ地方長官ノ認可ヲ得テ此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第二條 組合ハ牛馬ノ改良及組合員ノ共同ノ利益ヲ圖ルヲ以テ目的トス 監督官廳ハ必要ト認ムルトキハ組合ヲシテ種牛馬ノ供給、牛馬ノ系統登錄若ハ牛馬ノ共濟保險ヲ爲サシメ又ハ糶場ヲ設ケシムルコトヲ得

第三條 組合ヲ設置セムトスルトキハ其ノ地區内ニ於テ組合員タルヘキ者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ但シ牛ノ生産ニ從事スル者及馬ノ生産ニ從事スル者相合シテ組合ヲ設置セムトスルトキハ各別ニ三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

第四條 組合設置ノ地區内ニ於テ組合員ト同一ノ業ヲ營ム者ハ其ノ組合ニ加入スヘシ

第五條 組合ノ經費ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員之ヲ負擔ス

組合經費徵收ノ方法ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第六條 組合ニ於テ負債ヲ起サムトスルトキハ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第七條 組合ハ相互ノ氣脈ヲ通シ其ノ目的ヲ達スル爲組合聯合會ヲ設クルコトヲ得

組合聯合會ノ經費ハ聯合各組合ノ負擔トス

第八條 主務大臣ハ必要ト認ムルトキハ地方又ハ地區ヲ指定シ組合又ハ組合聯合會ノ設置ヲ命スルコトヲ得

第九條 組合及組合聯合會ノ普及發達及聯絡ヲ圖ル目的ヲ以テ主務大臣ノ認可ヲ受ケ組合中央會ヲ設クルコトヲ得

組合中央會ハ組合及組合聯合會ヲ以テ會員トシ其ノ經費ハ會員ノ負擔トス但シ定款ノ定ムル所ニ依リ本項以外ノ者ト雖會員ト爲ルコトヲ得

第十條 組合、組合聯合會及組合中央會ハ法人トシ營利事業ヲ爲スコトヲ得

第十一條 監督官廳ハ何時ニテモ組合又ハ組合聯合會及組合中央會ノ事業ニ關スル報告ヲ徵シ事業ニ付認可ヲ受ケシメ事業及財産ノ狀況ヲ検査シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十二條 組合、組合聯合會又ハ組合中央會ノ決議若ハ役員ノ行爲ニシテ法令、行政官廳ノ命令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル虞アリト認ルトキハ監督官廳ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 決議ノ取消

二 役員ノ解職

三 組合、組合聯合會又ハ組合中央會ノ解散又ハ其ノ業務ノ停止

第十三條 組合及組合聯合會ハ地方長官ニ組合中央會ハ主務大臣ニ各其ノ事務ニ關シ建議スルコトヲ得又諮問アルトキハ答申スヘシ

第十四條 本法ニ規定スルモノノ外組合、組合聯合會又ハ組合中央會ノ設立、管理、分合、解散、清算其ノ他ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 第四條ノ規定ニ違反シタルモノハ二圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス
前項ノ過料ニ付テハ非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用ス

附則
第十六條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

明治三十三年法律第二十號產牛馬組合法ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
第十七條 前條第二項ニ依リ設ケタル產牛馬組合又ハ產牛馬組合聯合會ハ本法ニ依リ設立シタルモノト看做ス

〔廣瀬辨二君登壇〕

○廣瀬辨二君 私ハ產牛馬組合法改正法律案ノ提出者ト致シマシテ、其提出ノ理由ヲ簡單ニ申上ケヤウト思ヒマス、諸君ハ御承知ノ如ク我國ノ馬匹ニ付テハ、二大戰役ニ於ケル不結果ノコト、及ビ爾來官民共ニ本業ニ向テ力ヲ盡シテ居ルト云フコトハ、略々御承知ノコト、考ヘマス、政府ニ於ケレテモ前年二百萬近クノ金額ヲ費シ、民間ニ於テハ此所ニ書イテ置キマシタ產牛馬組合ト云フ數百ノ組合ヲ設ケテ、之ヲ國家事業トシテ——國家的事業ト看做シテ此業ニ努メテ居ル譯デアリマス、然ルニ吾々ノ見ルトコロニ依リマス、國家事業デアリ政府モ數百萬ノ金ヲ費シテ本業ヲ獎勵シテ居リマスケレドモ、本業ヲシテ鞏固ナル發達ヲ遂ゲシムルメニハ、ドウシテモ此組合ノ力ヲ鞏固ニシ、組合ノ力ニ賴ラナケレバ目的ヲ達スルコトガ出來ナイト見テ居ルデアリマス、自然ヤウ云フ見地カラ此現行ノ產牛馬組合法ノ改正ヲ必要ト致シマシテ居ルデアリマス、而シテ内容ニ入リマス、二ツノ此處ニ提出ノ理由ヲ持テ居リマスガ、其一ハ現行ノ法律ハ今日ヨリ十有餘年即チ明治三十九年ニ出來マシタ法律デアツテ、其當時ハ畜産業モ甚ダ振ハズ、今日カラ見マスレバ甚ダ幼稚デアツタノデス、隨ツテ其時出來タ法律デアリマスカラ、今日ノ進歩シタ場合ニハ伴ハナイ點ガ、即チ不備ノ點ガ見エルトデアリマス、其不備ナ點ヲ補フト云フノガ一ノ理由デアリマス、尙モウ一ツハ本法ハ即チ現行產牛馬組合法ハ特別ノ法律トハ言ヒ難イ、ナゼナレバハ重要物產同業組合法ト云フ法律ヲ準用スルコトニナテ居ルデアリマス、即チ本法運用ニハ他ノ法律、重要物產同業組合法ト云フ法律ヲ借テ來ナケレバ動キガツカヌト云フヤウナ法律ノ出來按排ニナテ居ル、然ルニ此ノ重要物產同業組合法ト云フ法律ノ主眼ハ何デアルカト言ヘバ、言葉ヲ簡略ニ申シマスレバ「取締法、即チ營業者ノ營業上ノ弊害ヲ矯メルト云フヤウナノ趣意ニナツテ出來テ居ル法律デアリマス、然ルニ吾々ノ方ノ產牛馬組合法ノ目的ハ、牛馬ノ改良發達ヲ圖ルト云フ目的ノ出來テ居ルノテ、言ハハ積極的ノ目的ヲ法律ガ出來テ居ルデアリマス、ソ

レ故ニ一方ノ消極的ノ法律ト、ドウシテモ一致出來ナイ點ガアルデアリマス——一致シニクイ點ガアルデアリマス、然ルニ之ヲ今強イテ準用スルコトニナツテ居ルタメニ、實地ノ上ニ於テハ甚ダ不都合ヲ感ジテ居ル次第デアリマス、故ニ之ヲ集メマシテ一ツノ單行法ト致シテ、不便ヲ避ケタイト云フノガ第二デアリマス、此二箇ノ理由ガ主ナル提出シタ理由デアリマス、此處ニチヨット附加ヘテ申上ケテ置キマスルガ、此法律案ハ昨年ノ春、即チ二十八議會ニ出サレマシテ、而シテ本院ヲ通過シテ居ルトコロノ法律案デアリマス、再ビ即チ提出致シタト云フコトニナルデアリマス、何卒ドウカ御賛成アラントホシ望ミマス

○松田源治君 本案ハ議長指名ノ委員ニ付託セラレシコトヲ望ミマス
○議長(大岡育造君) 本案ヲ議長指名九名ノ委員ニ付託スルニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ其如ク決シマシタ——日程第十四、蠶絲法中改正法律案、第一讀會ヲ開キマス、武藤金吉君

第十四 蠶絲法中改正法律案(西谷金藏君外六名提出) 第一讀會

蠶絲法中改正法律案

蠶絲業法中左ノ通改正ス

第二十六條中「府縣ノ負擔トス」ヲ「國庫ノ負擔トス」ニ改メ但書ヲ削ル
第二十七條 削除

〔武藤金吉君登壇〕

○武藤金吉君 蠶絲法中改正法律案ノ提出者ノ一人ト致シマシテ、其理由ノ説明ヲ致シマス、蠶絲業法中ノ第二十六條「府縣ノ負擔トス」ト云フノヲ「國庫ノ負擔トス」ト改メタルデアリマス、其但書ニ但半額以內ハ府縣ノ負擔トアリマスノヲ之ヲ削除致シマスデアリマス、第二十六條中ノ第二十七條ヲ削除致シマス、是ハ蠶絲手數料ヲ徵收スルコトニナツテ居ルノヲ徵收シナイコトニ致シタイト云フ案デアリマス、諸君、此蠶絲業法ヲ制定スルコトキ法律ノ精神ハ、蠶絲業ハ殆ド生命デアリマシテ此手數料ヲ取リ、又府縣ノ負擔トシテ強制検査ヲ行フ上ニ於テスルト云フコトハ不當デアルト云フ議論ハ、此法律ヲ制定スル當時ニ議論ガアツタデアリマス、如何ニセシ財政ガ困難デアラガ故ニ、此但書ヲ付ケテ此法律ヲ制定スル時分ニ、財政ノ直ルマデ此儘ニ致シテ置クト云フコトガ、此法律ヲ制定スル當時ノ精神デアツタデアリマス、諸君、我國ノ蠶絲業ハ諸君モ御承知ノ通り、今日ハ既ニ蠶絲ニ於テ一億五千萬圓ヲ昨年ハ輸出ヲ致シテ居リマス、又其他蠶絲カラ製スル物ニ付キマシテ、羽二重ニ於テ二千萬圓、又加工染織ヲ致シタ物ニ付キマシテ一千万圓、屑絲其他出穀等ガ一千万圓、漸ク二億萬圓ヲ輸出スルコトガ出來タデアリマス、今ヨリ四十年前僅ニ二千萬圓デアリシモノガ、輸出貿易ノ上ニ於テ二十倍ノ進歩ヲ致シテ居リマス、更ニ世界蠶絲業ト比較ヲ致シテ見マシタラバ、兩三年前マデハ——世界ノ產額ハ一昨年マデハ二千萬圓「キログラム」デアツタモノガ、昨今ハ俄ハ產額ヲ増シマシテ二千萬圓「キログラム」ヲ増加ヲ致シテ居リマス、

而シテ我日本ハ其產額ノ百分ノ三十八ヲ漸ク占ムルコトニナリマシテ、歐羅巴諸國ハ百分ノ三十一デアリマス、支那全體ガ百分ノ三十一デアリマス、又我國ノ輸出貿易ノ大體カラ見マシテモ、四割七分ヲ占メテ居ルデアリマス、而シテ農家ノ副業ト致シマスレバ、實ニ五百有餘萬ノ農家ノ中テ百六十萬戶、養蠶ヲ爲サル所ハナリ、養蠶ヲ爲サル縣ハナイヤウナ今日ニ至リマシテ、我國ノ輸出貿易ノ均衡ハ僅ニ此蠶絲業ニ依ッテ保タレテ居ル、我國ノ今日ノ對外貿易ノ均衡ハ此蠶絲業ニ依ッテ保タレテ居ルト云フコトハ、事實デアリマス、而シテ近來蠶絲業法ヲ制定ヲ致シマシテ、蠶種ノ一蠶ノ種ヲ改其シテ商品タル生絲ヲ改良スルコト云フ議論ハ當業者ニ依ッテ唱道セラレ、又此製作業ニ於テハ唱道サルコトニナリマシタガ、事實ニ於キマシテハ未ダ其獎勵保護ノ途ガ備ハリテ居リマセ、唯此蠶絲業法人蠶絲ノ製造ヲ改良致シマシテ、蠶質ノ統一ヲ圖ルト云フ目的ハ立ッテ居リマスルガ、強制検査ハスルケレドモ、手数料ハ蠶絲製造人カラ取ル、又蠶絲ヲ製造スル府縣カラ取ルト云フコトニナッテ、誠ニ此蠶絲業ニ對シマシテ國家ノ恩典ハ未ダ善ク行ッテ居ラヌデアリマス、諸君、而シテ尙世界ノ趨勢ハ年々歲々一割四五分ツツノ増加ヲ以テ此蠶絲ヲ買ッテ行クト云フコトニナルデアリマス、而シテ日本ハ歐羅巴ト戰ヒ支那ト戰ッテ、一昨年ハ橫濱ノ輸出額ハ二十八萬捆デアッタモノガ、昨年ハ三十萬捆ニナッテ居リマス、又價ノ上カラ申シマスレバ、實ニ全世界ノ蠶絲ノ製産額ハ七億萬圓ニナッテ居リマスルガ、我日本ハ唯今申シタ通り二億シカ取ッテナイ、ソレハドウ云フ譯カト云フ、蠶絲ノ改良ハマダ完全ニ出來テ居ナイ、日本ノ蠶絲ハ數百種ニナッテ居ル、歐羅巴支那ノモノト較ベマシテ甚ダ優劣ガ甚シノデアリマス、歐羅巴ノ絲ハ現ニ縱絲ニ造ルトコロノモノハ百分ノ中八十九デアリマス、支那ノ絲ハ百分ノ六ニナッテ居ル、日本ノ絲ハ百分ノ一、三四ト云フ一半ニ達シナイト云フヤウナ現状デアリマス、是ハ未ダ蠶絲ノ改良ト云フモノガ十分ニ出來テナイ、統一整理ト云フモノガ出來テナイ結果デアリマス、此蠶絲業法ハ此蠶絲ヲ改良シテ蠶質ノ統一ヲ圖ッテ、我が輸出貿易ヲシテ歐羅巴支那ノ絲ニ敗ケナイダケノモノヲ造ルト云フ精神デ出來タノデアリマス、然ルニ此法律ハ蠶絲製造人カラ手数料ヲ取り、府縣ノ負擔トシテ此費用ヲ取ルト云フコトニナッテ居ル、一面ニ於テハ強制的ニ検査ヲシテ、嚴重ナル法律ヲ設ケテアルニモ拘ハラズ、製造人カラ之ヲ取ルト云フコトハ理窟ニ於テ當ラナイモノナラズ、非常ナル當業者ノ苦痛デアルト同時ニ、我國唯一ノ蠶業ヲ發達スル目的ニ副ハナイノデアリマス、故ニ此法律ヲ制定スル當時ノ精神ニ基キマシテ、此法律ヲ改正ヲ致シマシテ、府縣ノ負擔トナッテ居ルモノヲ、國庫ノ負擔トシ、又二十七條ノ手数料ヲ徵收スルコトニナッテ居ルモノヲ之ヲ全廢ヲ致シタイト云フガ本案提出ノ理由デアリマス、今や我國ハ實ニ民力休養ヲ圖リ、經費ノ節減ヲ圖リ、一面ニ於テハ吾々ノ負擔ノ輕減ヲ圖ルト同時ニ、蠶業ノ發達ヲ圖ルト云フ時代ニナッテ居リマス、歷代ノ内閣ハ蠶業ノ獎勵ヲナシ、而シテ貿易ノ増進ヲ圖ルト云フコトヲ、口ニハ言ヒ文字ニハ書イテ居リマスケレドモ、實際ノ問題ニ付テハ少シモ行ッテ居ナイ、動モスレバ農商務省アタリハ金ガ無イカラ出來ナイト申スノデアリマス、金ガ無イカラ此蠶業ノ獎勵ノ策ヲスルガ宜シイデアリマス、見渡セバ今日アタリモ此重大ナ案ヲ出シテ居ルノニ、農商務大臣大藏大臣ノ御出席ガナイ、實

ニ我國ノ當局者ハ斯ウ云フ實際ノ問題ニ對シテモ不親切デアルヤウデアリマス、是等ニ付テハ更ニ委員會ニ於テハ十分ニ理由ノ説明ヲシヤウト思ヒマスガ、願クハ滿場一致ヲ以テ御贊成アラントラ希望致シマス

○松田源治君 今武藤君ノ申サレマス通り、本案ハ重大ナル議案デアリマスカラ、議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 議長指名十八名ノ委員ニ付託スルニ御異議アリマセヌカ

○議長(大岡育造君) 御異議ガゴザイマセヌカラ其如ク決シマシタ、日程第十五、降電被害地租免除ニ關スル法律案、三輪市太郎君

第十五 降電被害地租免除ニ關スル法律案(春田祐清君外二名提出) 第一讀會

第一條 明治四十五年以後府縣又ハ北海道ニ於テ降電ノ爲收穫皆無ニ歸シタル土地ノ地租ハ其ノ年分ニ限リ之ヲ免除ス

第二條 前條免除ノ申請ハ本法施行後一箇月以内ニ所轄稅務署ニ申出ツヘシ此ノ期間ヲ經過シタルトキハ免除ノ處分ヲ受クルコトヲ得ス

明治三十六年法律第三號ニ依リ地租延納ヲ出願シタル者ハ本法ニ依リ地租免除ノ出願ヲ爲シタル者ト看做ス

第三條 本法ニ依リ被害調査中ハ其ノ土地ノ地租ノ徵收ヲ猶豫ス

第四條 本法ニ依リ免除シタル地租ハ法律上總テノ納稅資格中ヨリ控除セ

(三輪市太郎君登壇)

○三輪市太郎君 諸君、私ハ本案ノ提出者ノ一人トシテ提出ノ理由ヲ簡單ニ説明ヲ致シマス、明治四十五年四月十九日ニ愛知縣丹羽郡ヲ中心トシテ三十町、幅二里半ニ亘ル所ノ區域ガ最モ電害ガ甚シクゴザイマシテ、其他其區域外ト雖モ多少ノ害ハアリマシタ、尙數里隔アマシタル海東郡ニモ同様ニ、六町幅ホド一里ニ亘ル所ニ電害ガゴザイマシテ、其他神奈川縣ニモアルヤウデゴザイマスガ、私ハ丹羽郡及海東郡ニ於ケル災害ノ最モ激甚ナル處ヘ、其降電ノアリマシタル翌日ヨリ數日間ニ亘ッテ實地踏査ヲ致シマシタ、實ニ其慘狀ハ僅カニ降電ノ時間ハ十五分間デアリマスガ、積リマシタルハ三寸乃至七寸ノ電ガ積リマシテ、或ハ廂トカ高塚ノ側トカ、風ノ吹迴シノ都合ニ依ッテハ二尺三寸ニモ及ブト云フヤウナ有様デアリマシテ、其電ノ大キサ四五分乃至一寸以上ノ徑モアルト云フヤウナ電ガ降リマシタノデ、當時測候所ニ就テ聞イテ見テモ、古來ヨリ未曾有ノ降電デアルト云フコトデゴザイマシテ、其當時麥ノ穗ノ出盛ッテ居ルノヲ根本ヨリ一二寸上カラ切り盡サレ、或ハ桑ノ木ノ如キハ、彼ノ地方ハ蠶蠶ノ最モ盛シナ所デアリマシテ、桑園等モ澤山アリマスル、其桑園モ枝ハ皮ヲ剝ガレ、幹ニモ害ヲ及ボシテ、御承知ノ通り桑園ハ一年ニシテ出來得ルモノデナイ、其損害ハ甚シイモノデアッテ、根絶ヤシラセ

シケレバナラヌ結果ニナツテ、數年モ損害ヲ被ツテ居ル譯デゴザイマス、ナカ／＼其激シカッ
タコトハ尙人畜ヲ死傷シ家屋ヲ壞倒ナラシムルコト云フヤウナ有様デゴザイマシテ、到底吾
ノ説明ハ能ハサル所デアリマシテ、其當時ノ狀況ヲ諸君ニ參考ノタメ種々ノ寫眞ヲ取ッ
テ置キマシテ、諸君ニ一々御迴シ致シタイガ餘リ餘計デアリマセヌカラ御控室ノ方ニ出
シテアリマスカラ、ドウカ御一覽ヲ願ヒタイノデアリマス、尙又數字ニ互ルコトハ是亦本
致シテアリマスカラ、是モ諸君ニ一々御迴シスル程ノ部數ハアリマセヌカラ、ドウカ願フハ御
一覽ヲ下サレバ幸甚ノ至リト存ジマス、實ハ本案ハ暴ニ森茂生君カラ提案サレマシタ災
害地稅免除法案ト能ク似テ居リマスカラシテ、本員モ其提出者ノ一人且特別調査
委員ノ一人デアリマスカラシテ、其案ニ附加ヘヤウト思ヒマシタガ、從來ノ例ヲ見マサルニ、
明治四十二年水害地ノ免租、地租免除ニ關スル法律案モ出マシタガ、政府ヨリ出テ居
リマスルガ、其當時稍々類似ノ案モ出マシテ、ソレヲ調査委員ノ方ニ於テ附加ヘタ所ガ、
貴族院ニ於テハ常ニサウ云フモノヲ除カレテ、ドウモ總テノ速記録ヲ見マサルニ貴族院ニ
於テハ單行法ナラバ容レラレルカノヤウニ見ケマシタカラシテ、ヤハリ之ヲ別物トシテ本
案ヲ提出致シタ次第デアリマス、尙又適切ナ例ハ明治三十五年第十六議會ニ電害ノ
地租特別處分法案ガ新井章吾君外二名ヨリ提出サレマシテ、是亦政府モ同意ヲサレ
テ、同年三月十七日法律第二十六號ヲ以テ處分法ヲ發布サレテ居ルノデアリマス、
殆ド本案ト段別ニ於テモ——當時ノ段別ハ僅ニ一千四百町步程デゴザイマシタガ、本
員ノ提出セル所ハ二千町步以上ニモ互リマシテ、其當時ノ被害ノ程度ト、今回ト比
較スルト、今回ノ方ガ甚シカッタヤウニ測候所等ニ付テ開クトコロデハ、ドウモ事實ノヤウ
デゴザイマスルデ、ドウカ諸君ニ於テモ實際其當時ノ慘狀ヲ極メタノハ、各新聞ガ其慘
狀ヲ見ルニ忍ズトシテ義捐金等ヲ募集致シテ救済シタ、此一事ヲ以テモ諸君ガ慘狀ノ
甚シタカッタト云フコトノ御推定ガ出來ヤウカト思ヒマス、何卒滿場ノ諸君、罹災者ヲ
不憫ト思召シテ御同情アラントラ希望致シマス

○松田源治君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 本案ヲ議長指名九名ノ委員ニ付託スルニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ右ノ如ク決定シマス——日程第十六、米及
初移入稅廢止ニ關スル法律案、第一讀會ヲ開キマス——石橋爲之助君

第十六 米及初移入稅廢止ニ關スル法律案(大内暢三 第一讀會
君外一名提出)

米及初移入稅廢止ニ關スル法律案

朝鮮ヨリ移入スル米及初ハ無稅トス

附則

本法ハ大正二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

(石橋爲之助君登壇)

(拍手起ル)

○石橋爲之助君 本案ハ極メテ簡單ナ法律案デアリマシテ、朝鮮ヨリ移入スル米及初

ヲ來ル七月一日ヨリ無稅トスルト云フ案デアリマス、極メテ簡單デアリマスガ問題ハ數年
來ノ懸案デアリマシテ、願クハ速ニ實行ニ至ランコトヲ希望スルタメニ出シマシタ案デア
リマス、目下他ノ特別委員會ニ關稅定率法ノ改正法律案ガ審査サレテ、アリマスガ、
其案ガ通過致シマシレバ此案ハ別ニ出スニ及バナイノデアリマス、併シマテ其運命ガ何レ
ニ決スルヤ分リマセヌ故ニ、特ニ此案ヲ提出シタ譯デアリマス、此案ニハ一般的ノ外米輸
入稅免除ト云フ先キニ申シマシタ法案ニ對シテ、別ノ理由ヲ有シテ居ルノデアリマス、即チ
米價ノ調節、延テハ生活難ノ緩和ト云フコトニ重大ナル關係ヲ有シテ居ルコトハ申スマ
デモナイノデアリマスガ、特ニ朝鮮米ト云フモノニ對シテハ、更ニ緊切ナル理由ガ伴フテ居
リマス、即チ朝鮮ハ我が帝國ノ一部デアツテ、是ハ外國デナイト云フコトガ一ツデアリマス、
ソレカラ朝鮮開發ト云フコトハ、農作殊ニ此米作ヲ獎勵スルヲ以テ最重要ナルモノト
致シマス、特ニ朝鮮ノ開發ハ我帝國ガ非常ニ力ヲ注イデ居ルトコロノ事柄デアリマス
、故ニ其目的ニ副フベク此朝鮮米ノ移入稅ヲ免ズルト云フコトハ、最モ是ハ必要ニ感
ズル次第デアリマス、サウシテ當ニ朝鮮ノ開發ガ出來ルノミナラズ、朝鮮人ノ購買力ヲ増
シマスナラバ、從ツテ内地カラ朝鮮へ移出スルトコロノ製造品ガ益、販路ヲ擴メル譯ニナリ
マスルカラ、雙方ニ取ツテ非常ニ利益ヲ產ミ出シテ來ルトコロノ是ハ案デアリマス、減稅ノ
程度ハ僅ニ六七萬圓ニ過ギマセヌガ、之ヲ廢スルガ爲ニ得ルトコロノ利益ハ、朝鮮及
ビ母國ニ於テ幾ラニ上ルカハ推測セラレル以上デアラウト考ヘルノデアリマス、唯一ツ懸
念セラレル點ハ、特ニ朝鮮米ノ移入タケラ無稅トスルナラバ、他ノ外國米ガ朝鮮ヲ經由
シテ這入ツテ來ル時ニ、之ヲ防ガ方法ハ如何デアラウカト云フ點ガ懸念セラレルダウト思
ヒマス、併シ其點ニ付テハ元來他ノ外國米ト朝鮮米トハ其形狀ヲ異ニ致シテ居リマシ
テ、一見シテ區別ガ付クノデアリマス、尙又他ノ外國米ガ朝鮮ヲ經由シテ日本ニ入リマ
ススト、ソレニ要スルイロ／＼ノ費用ヲ計算致シマスレバ、關稅ヲ免ゼラレル程度ト
大ナル相違ハナイノデアリマシテ、其金額ノ調査ハ出來テ居リマス、故ニ若シ委員會
ニ於テ必要ガアリマスレバ御參考ニ申上ケテモ宜シカラウト思ヒマスガ、唯今ハ略シテ置
キマス、斯様ナ次第デアリマスル故ニ、別段其他ノ外米ガ朝鮮米ヲ裝ウテ通稅ヲ爲スト
云フヤウナ憂ハ、是ハ防グ途ハ確ニアルコトヲ信ズルノデアリマス、故ニ願クバ此案ヲシ
テ速ニ實行ニ至ラセラル、ヤウニ、諸君ノ御贊成アラントラ希望スルノデアリマス

○日向輝武君 朝鮮カラ來ルトコロノ穀類ニ課稅ヲスルト云フコトハ、同ノ領土内ヨリ
入ル貨物ニ對シテ、關稅ノ障礙ヲ設ケルト云フコトデ、是ハ一種ノ變態デアツテ、無論長
ク存續スベキモノデナイト考ヘルノデアリマス、併ナガラ先年帝國ガ朝鮮半島ヲ併有致シ
マシタ時分ニ、關稅ニ關スル狀態ハ依然トシテ何等ノ變更ヲ加ヘナイ、當時ヨリ十年
即チ明治四十三年ヨリ十年間ハ關稅ニ付テハ、何等ノ變更ヲ加ヘナイト云フコトヲ列
國ニ向ツテ宣言シテ居ルノデアリマス、勿論解釋ノ仕方ニ依リマシテハ何等差支ハナイカ
モ知レナイ、併ナガラ朝鮮カラ來ルトコロノ米ハ多額デアリマセヌガ、ケレドモソレデケガ無
稅ニナツテ入リマシレバ、日本ニ入ルトコロノ米ハ當ニ朝鮮ノ米デナイ、關貢米其他ノ外
國米ガ皆入ツテ來ルノデアリマスカラ、是等ハ勿論其影響ヲ受ケ從ツテ是等ノ米ノ輸出國
ハ是ニ對シテ抗議ヲ申込メノ懸念アリト私ハ信ズルノデアリマスガ、提案者ハ其點ニ付テ
即チ四十二年韓國併有ノ際ニ宣言シタルコロノ關稅ハ、十年間現狀ノ儘ニ置クト云

フコト、朝鮮米ヲ無稅ニシ、サウシテ外ノ國ノ外國米ノ輸入ニ影響ヲ來スコトニ付テノ輸出ノ異議等ニ付テノ御研究ハ出來テ居リマスルカ、ソレト尙更ニ伺ヒタイノハ、此案ハ主トシテ移入稅ニ付テノ案デアリマスルガ、朝鮮カラ米ヲ出スニハ輸出稅ト云フモノガ掛カテ居ルヤウニ思ヒマス、唯今御演說中ニ伺ヒマスニ、朝鮮ノ産業ハ主トシテ農業デアル、唯一ノ産業ハ農業デアル、農業中ノ主要ナル產物ハ米其他ノ穀類デアリマス、ソレニ向テ輸出稅ヲ課スルハ朝鮮ノ産業ヲ開發スル所以デアリ、提案者ハ何故ニ輸入稅ト合セテ朝鮮ニ於ケル輸出稅ノ撤廢ヲ主張セナイノデアルカ、或ハ朝鮮ノ歲入ニ於テ輸出稅撤廢ガ影響スルコトヲ悞ナキニシモアラズト云フコトモアリマスガ、併シ其高ハ私ハ存ジマセヌガ、極メテ僅々タル高デアラフ、殆ド數フルニ足ラナイ高デアラウト思フ、其朝鮮輸出稅ニ付テノ提案ヲ何故ニ爲ナイノカ、其二點ヲ承リタイ

○石橋爲之助君 御答致シマス、第一ノ御尋ノ關稅十年據置宣言ト抵觸セザルヤ否ヤ、是ハ提案者ハ抵觸シナイト解釋致シテ居リマス、尙外務當局者ガ居ラレタナラバ御答ガアラウト信ジマスガ、私ノ抵觸シナイト信ズル理由ヲ簡單ニ申シマス、朝鮮ノ關稅據置宣言ニ關スル範圍ハ、朝鮮ノ輸出輸入稅デアリマシテ、内地ノ輸出輸入稅デアリマセヌデアスカラ、此方ノ輸入稅ト云フ方ニハ別段抵觸ハナイト信ジマス、ソレカラ第二ノ御尋ハ朝鮮ノ米穀輸出稅、是レ多年私其主張致シマシテ、遂ニ其目的ヲ達シマシテ昨年來免稅ニナツテ居リマス、ソレレハ是ガ免稅ニナツタ位デアリマスカラ、關稅十年據置ノ問題ハモウ其時ニ一部分解決サレタモノデアリマシテ、朝鮮ヨリ輸出スル即チ朝鮮ノ輸出輸入稅ニ關スル宣言スラ其一部分ヲ廢サレタニ拘ラズ、列國ガ別段ノ抗議ヲシナカッタデアリマスカラ、第一問ニ對シテモ決シテ他ノ列國カラ交渉ノアル筈ハナイト信ズルデアリマス、尙其邊ノ詳シ事情ハ外務省並ニ朝鮮總督府ノ政府委員カラ御答アラハ結構ト思フ

○日向輝武君 序ニモウツ——輸出稅ノコトハ一向存ジマセヌデアシタガ能ク分カリマシタ、尙朝鮮併有ノ際ノ宣言ハ朝鮮ニ於ケル關稅ノ狀態ヲ其儘存置スルト云フデアラツテ、日本ト朝鮮ノ間ノ關稅關係ニ關スル明白ナ宣言ト思フデアリマス、勿論曩ニ申上ゲマシタ通り、解釋ニ依ツテハ疑義ノアルト云フコトハ申上ゲテ置キマシタガ、兎ニ角日本ト朝鮮トノ關稅關係ハ、其儘存置シテ變更ガナイト云フ以上ハ、ヤハリ向フカラ來ルモノ、關稅ヲ日本ト廢スルト云ハ、日本ト朝鮮トノ關稅關係ニ一大變化ヲ來スコトニナルカラ宣言ニ背反シヤシナイカト思フ、又日本ノ關稅定率ハ國定稅率ニ依ツテ定メルノデアリマスカラ、日本テ勝手ニヤリマスガ、併ナカラ朝鮮米ノ單リ廢スルト云フ問題ニナリマスルト、又是モ考慮シナケレバナラナイ、列國ニ異議ハナイカト云フ點ニ付テハ御答ガナイヤウデアリマスカラ其點ヲ併セテ……

○石橋爲之助君 私人信ズル所ハ先刻申シマシタコト大抵盡キテ居ルト思ヒマスカラ、尙御質問ガアレバ委員會デ……

○松田源治君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ御異議アリマセ

スカラ、左様ニ決シマス、次ハ日程第十七、議院法中改正法律案(提出者花井卓藏君

第十七 議院法中改正法律案(花井卓藏君外一名提出) 第一讀會

議院法中改正法律案

議院法中左ノ通改正ス

第三十三條第一項ヲ削ル

○法學博士花井卓藏君 簡單デアリマスカラ此席デ

○議長(大岡育造君) 登壇ヲ求メマス

〔法學博士花井卓藏君登壇〕

〔拍手起ル〕

○法學博士花井卓藏君 諸君、問題ハ甚ダ簡單デアリマス、唯研究スベキ事項ハ頗ル重大ナルモノデアリマスルガ故ニ、數言ヲ述ベテ御贊同ヲ得タイト思ヒマス、停會ニ關スル規定ハ日本ノ國法ノ上ニ二ツアルノデアリマス、第一ハ憲法第七條デアリマス「天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス」此ノ如クニ規定セラレテアリマス、申スマデモナク天皇ノ命ヲ給フ停會デアリマス、又其一ハ議院法第三十三條デアリマス、「政府ハ何時タリトモ十五日以内ニ於テ議院ノ停會ヲ命スルコトヲ得」此ノ如クニ規定セラレテアルノデアリマス、文理上ヨリ見マスレバ恰モ政府停會ヲ命シ得ベキ權能ヲ有スルカノ如クニ解セラル、ノデアリマス、即チ憲法ニ依レバ天皇停會ヲ命シ給ヒ、議院法ニ據レバ政府停會ヲ命シ得ベキ權能アルカノ如クニ解セラ、ノデアリマス、併ナガラ停會ヲ命ズルノ權能ハ何等ノ説明ヲ要スルマデモナク、天皇ノ大權ニ屬スベキモノデアリマシテ、政府ニ存屬スベキモノデアリナイノデアリマス、停會ハ議會ノ成立ヲ解カズシテ權能ノ行使ヲ中絶スルモノデアリマスルカラシテ、即チ議會ノ活動ノ停止ト云フコトニナルノデアリマスカラシテ、大權ノ作用ニ依リマシテ初メテ發動スベキ性質ノモノデアラウト信ズルノデアリマス、加之停會ノ效果ハ二ツノ大ナルモノヲ包含スルノデアリマス、其一ハ實質ニ於テハ會期ノ短縮ト云フコトニナルノデアリマス、憲法第四十二條ニハ「帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス」此ノ如クニ規定セラレテアル、此規定アルニ拘ラズ停會十日若クハ十五日、若クハ二十日ト云フコトニ相成リマシタナラバ九十日ノ會期ハ、十日十五日若クハ二十日ヲ減セラレルト云フコトニナル效果ヲ見ルノデアリマス、又他ノ一面ニ於キマシテハ、停會中議事機關ノ活動ヲ停止セラル、ノデアリマスカラシテ、議院ノ有スル職權ト云フモノ、抑壓ヲ見ルト云フ結果ニ相成ルノデアリマス、此ノ如キコトハ大權ノ作用ニ屬スベキモノデアラツテ、政府自ラ擅ニ行ヒ得ラザルコトハ論ズルマデモナイコトデアラウト思フノデアリマス、然ルニ讀上ゲマシタルガ如ク、明白ニ憲法第七條ノ規定アルニ拘ハラズ、議院法第三十三條ニ於テ政府ハ——政府ハ何時タリトモ議會ノ停會ヲ命ズルコトヲ得ト、此ノ如キ規定ガアリマスルカラシテ、此規定ヲ若シ文字ノ通り適用ヲ受ケベキモノト致シマシタナラバ、天皇ノ大權ヲ侵スモノト解センケレバナラヌデアリマス、私ハ憲法第七條ハ停會ニ關スル根本規定デアラツテ、議院法第三十三條ハ其執行規定デアリ、若クハ機關規定デアルト云フコトノ當否ハ、ソレハ研究ヲ致シテ居リマセヌ、併ナガラ執行規

定ト致シマシテモ、機關規定ト致シマシテモ「政府」ト云フ文字ヲ加ヘテ居リマスル以上ハ、之ヲ解釋シテ「天皇」ハ「下讀ム譯ニハ參リマセヌ、又「天皇ノ政府」ハ「下讀ム譯ニモ參リマセヌ、現ニ「天皇ノ政府」ト云フ意味ニ讀マシメント欲スル點ニ付キマシテハ、議院法ハ常ニ必ズ「勅命ヲ奉シテ」ト云フ文字ヲ加ヘテ居ルノデアル、三十三條ニハ特ニ「勅命ヲ奉シテ」ト云フ文字ハナクアリマスカラシテ、恰モ日本ノ國法ノ上ニ於テハ天皇ノ大權ニ屬スベキ停會、政府ノ任意ニ爲シ得ベキ停會、此二ツノモノ、アルカノ如クニ解釋セラレモ已ムヲ得ヌデアリマス、幸ニ致シマシテ今日マデ憲法第七條ニ依ッテ停會ヲ命ゼラレタル事實ハゴザリマスガ、議院法第三十三條ニ依ッテ停會ヲ命ゼラレタルコトハナクアリマス、併ナガラ能ク停會ノ命ノ降ル場合ヲ想像致シテ見マスルト云フト、文字ノ上ニハ憲法第七條トシテゴザリマスケレドモ、實質ノ上ニ於キマシテハ、議院法第三十三條ノ趣旨ニ則ッテ、濫リニ停會ヲ奏請シテ、而モ當然ニ政府自ラ停會ヲ爲シ得ベキ權能ノアルモノ、如クニ心得テ、之ヲ濫リニスルノ弊アルコトハ、吾々ノ實驗スルトコロニ係ルノデアリマス、故ニ此兩立スベカラザルトコロノ規定ヲ削リ去リマシテ、天皇ノ大權ヲ明カニ致シマシテ、解釋上ノ疑ヒヲ避ケルト云フコトハ最も必要ナリト認メマスガ故ニ、本案ヲ提出致シマシテ、但改正ノ方法ニ付テハ種々ナル議論ガアルノデアラウト思フ、本案ノ如ク削除ト云フコトニ於テモ私ハ目的ハ達セラ、ルト思フノデアル、或ハ「政府」ハ「下ニ」勅命ヲ奉シテ「下」云フ文字ヲ加ヘテモ宜シイカトモ考ヘマス、孰レニ致シマシテモ、重大ナル研究事項デアリマスルカラシテ、委員ニ付託セラレマシテ、相當ナル審議ヲ盡サル、ト云フコトハ議院ノ面目トシテ必要ナルコト、信シマスルガ故ニ、諸君ノ御贊同ヲ求ムル次第デアリマス

○松田源治君 チョット花井君ニ二三程質問致シタイ 委員會ニ付シテ慎重ニ之ヲ審議スルト云フコトニ本員モ同意デアリマスガ、先ヅ其前三箇ノ質問ヲ花井君ニ致シタイト思ヒマス、ソレハ成程文理解釋ニ依リマスレバ、憲法ノ七條ニハ「天皇」ト書イテアル、ソレカラ三十三條ニハ「政府」ト書イテアル、政府ト 天皇ハ同一ニナッテ居ルト云フコトモ當ニ花井君ノ所說ノ通りデアリマス、本員ハ理論解釋ニ依リマスレバ、天皇ノ大權ナルモノハ立憲國ニ於テ 天皇神聖ノ大義ヲ維持スルタメニ必ズ政府ノ機關ヲ通過シテ 天皇ノ大權ハ行ハセラル、コト、私ハ確信シテ居ルノデアリマス、從ッテ憲法七條ニ天皇トアリ議員法三十三條ニ政府トアルト雖モ、理論上ノ解釋トシテハ此政府ハ天皇陛下ノ政府ト解釋シテ毫モ差支ナイト本員ハ考ヘルノデアリマス、花井君ハ勅ヲ奉テ政府ト云フヤウナコトガ議院法ニアルト云フコトデアリマスガ、ドウモサウニ云フコトハナイヤウデアリマス、議案ヲ提出セルニモ政府ハ勅令ヲ奉テ議案ヲ提出スルノデアリマスカラ、憲法ノ 天皇ハ議院法ニ於テ之ヲ手續法ト致シテ、議院法ノ政府ナルモノハ天皇陛下ノ政府ト解釋シテ、大權ノ行動ハ立憲國ニ於テハ總テ政府ヲ通過シテ施行サルベキモノデアルト云フコトニ解釋スレバ、此憲法附屬ノ重大ナル議院法ヲ動かカス必要モナク、今日マデノ慣例ニ於テ其運用ハ宜シキヲ得テ居ルノデアル、議院法ノ如キハ花井君モ御承知ノ通り文字ノ通りニ解釋スルヨリモ、是ハ慣例トカ先例トカ重シクテ、サウシテ運用ノ妙ヲ得ルコトハ、議院國ニ於テハ最も必要ダラウト本員ハ考ヘルノデアリマスカラ、

敢テ斯ル改正ヲナシテ重大ナル議院法ヲ動かカス必要ハナカラウト思ヒマスガ、是ハ如何デアルカ、此點ガ一ツト、ソレカラモウ一ツハ……

○法學博士花井卓藏君 一ツ宛テハイケマセヌカ

○松田源治君 一ツ宛テモ宜イ

○法學博士花井卓藏君 唯今ノ御質問ノ趣意ハ二ツアル、第一段ニ於キマシテハ松田君ノ解釋セラル、ガ如キ意見ヲ立テル者モアル、ソレハ如何ナル人ガ立テ、居ルカト言ヘバ、松田君等ノ憲法解釋トハ全然反對ノ地位ニ立ツ、若クハ吾々トハ憲法解釋ニ於テ根本義ヲ異ニシテ居リマス穂積博士ガ說イテ居リマス、併ナガラ其點ハ私ハ必ズシモ否定スルノデハナイ、其論モ一例デアル、此ノ如クニ伺ッテ居リマス、ソレカラ勅命ヲ奉テ 天皇ノ政府ハト云フ場合ニ、勅命ヲ奉ズルト云フ文字ヲ使ッテ居ル規定ハナク仰シヤルガ、幾ラデモアリマス、餘リ遠イモノヲ申上テハ御不便デアラマセウ、直グ近イトコロヲ申上ゲマス、議院法ノ三十三條ガ問題ニナッテ居ル、第三十六條ニアルノデアリマス、「閉會ハ勅命ニ由リ兩議院合會ニ於テ之ヲ舉行スヘシ」ト、之ヲ御承知ヲ願フテ置キマス、次ヲ伺ヒマセウ

○松田源治君 ソレカラ第二デスナ、第二ハ此三十三條ノ一項ヲ削除致シマスルト云フト、即チ 天皇陛下ノ政府ハ無期限ニ議會ヲ停會スルコトガ出來ル、即チ十五日以內ノ期限ヲ停會ヲ命スルコトヲ得」ト云フコトヲ削除スレバ、無期限ニ議會ヲ停會シテモ宜シイト云フ解釋ガ出來ル、又憲法解釋上ハ是ハ當然ノコト、本員ハ信ズルノデアル、併シ憲法ノ解釋ハ必ズ文面通りノ解釋ヲ要シナイデ、大部分ハ此憲法政治ハ責任政治德義政治デアリマスカラ、若シモ政府ガ此十五日以內ト云フ制限ガ無クナッたら幸ヒトシテ、無期限ヲ停會ヲ致シテ議院ノ權能ヲ蹂躪スルト云フコトニナッテ時分ニ於テハ、輔弼ノ責任タル大臣ノ責任ト致シテ、若シモ不法ナルコトラスレバ議會ガツレノ權能ヲ以テ彈劾スルカラ、假令之ヲ削除致シタトコロガ、サウ云フコトハ起ラナイト云フ御意見デアリマスガ、之ヲ削除シテ無期限ニ停會ヲ命シテモ宜イト云フ御意見デアリマスガ、其點ヲ……

○法學博士花井卓藏君 最も重大ナル御質問デアリマシテ、本員ノ本案ニ付テ考慮ヲ最も凝ラシタモノハ其點デアリマス、結論ハ松田君ト同様デアリマス、全體停會ト云フモノ、期間ヲ議院ノ上ニ於テ定ムルト云フコトノ當否カラシテ、私ノ頭ノ上ニハ感ウテ居ルノデアリマス、天皇ノ命ヲタマウ停會、大權ノ作用ニ基クコトヲ停會、期限ノ有無ニ拘ラズ憲法ノ精神ヲ精神トシテ濫リ二十五日、又十五日以內ト云フヤウナコトアリ得ベカラザルトコトヲ私ハ信シヤウト思フノデアアル、併ナガラ爰ニ期間ヲ取り停會又停會、甚ダシキニ至ッテハ之ヲ數度ヒスレバ會期ハ無クナルト云フヤウノ結果ヲ見ル、此ノ如キハ一種ノ準解散ト同シヤウナ結果ヲ見ル憂フベキコトデアリマス、幸ニシテ議員法ガ十五日以上ト定メテ居ルニモ拘ラズ、採ッテ無期限ニスルト云フ場合、是等ノ虞ナキカト云フコトハ、松田君ノ御質問ノ通り政府ノ意見ニ依リマシテハ必ズ懸念ニ耐ヘヌ點デアリマス、今日ノ政府ハ懸念ニ耐ヘヌ分ニ屬スルカ屬セヌカト云フコトハ、松田君ノ判斷デ、今日ノ政

府ハヤハリ懸念ニ耐ヘルト云フコトヲ言明スルノガ安心デアラウト思フ、間違ガナイ所デア
ラウト思フデアリマス、斯ル場合ヲ慮レバ、結論トシテ救済ノ途如何ト云フ御尋ニナリ
マス、其御尋ニナリマスレバ松田君ノ御論通り、固ヨリ補弼ノ責ヲ問フデアリマス、サウ
云フ考デアリマス

○松田源治君 モウ一ツアリマス、是モ餘程重大デアリマス、花井君モ成程同ジ考ヲ
採テ居ル、詰リ 天皇ノ大權事項、天皇ノ大權事項ハ立法事項ハ相對峙シテ兩々
之ヲ侵スコトヲ得ズ、大權事項ハ必ズ 天皇ノ勅令ヲ以テ、法律ニアラズシテ勅令ヲ以
テナサナケレバ 天皇ノ大權ヲ侵ス、從ツテ憲法第七條ノ「天皇ハ帝國議會ヲ召集シ
其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス」ト云フコトハ、是ハ無論 天皇ノ大權事
項デアル、然ルニ此大權事項ヲ否定シテ大權事項ノ施行ヲナスニ付テ、議院法ナル法
律ヲ以テ規定シテ居ルデアル、是レ 天皇ノ大權ヲ侵シ奉ルデアルト云フ議論ガ出
來ルデアリマス、日本ノ憲法ニアル大權事項、立法事項ハ餘程注意シテ起草者ガ書
イタデアリマスガ、之ヲヤハリ法律ノミヲ改メテ 天皇ノ大權ヲ侵シ奉ルコトハ、救済
ガ出來ルヤ否ヤ、即チ本員ハ此説ヲ採テ居ル、其説ニ付テハ後ニ委員會等ニ於テ論
ズル積リデアリマスガ、即チ 天皇ノ大權命令ハ—— 天皇ノ大權事項ハ勅令ニアラズン
バ規定ハ出來ナイト云フ考ヲ採ルナラバ、縱令花井君ノ通り議院法ノ第三十三條ヲ削
除シテモ、天皇ノ大權ヲ明ラカニシテ解釋上疑ヲ避ケルコトハ出來マイカト考ヘルノデ
アリマス、是ニ對スル花井君ノ御意見如何

○法學博士花井卓藏君 ソレモ一説デアリマス、本員ノ意見モ略同デアアル、併ナガ
ラ今ハ議院法第三十三條ニ憲法第七條ヲ侵スガ如キ規定ガアルカ故ニ、之ヲ立法事
項トシテ議院法ニ規定シタル事ノ當否ハ別論、別論ト言ハンヨリハ寧ロ松田君ト同感ト
云ツテ宜イデアリマスガ、免ニ角議院法第三十三條ヲ無視セザル以上ハ、此法ガ存在
シテ居リマス是ガケノ問題ニ縮メテ今ハ諸君ノ意見ヲ問フダケノコトデアリマス、尙質問ガ
ゴザイマスレバ……

○松田源治君 本案ハ憲法附屬ニ屬スル重大ナル問題デアリマス、本員等モ頗ル疑問
ニシテ居ル所デアリマスカラ、委員ニ付シテ慎重審議ヲ致シタイカラ、議長指名ノ九名
ノ委員ニ付託セラレンコトヲ希望シマス

○議長(大岡育造君) 議長指名ノ九名ノ委員ニ付託スルコトニ御異議アリマセスカ
(「異議ナシ」聲起ル)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ右ノ通り決シマス、次ハ日程第十八、裁判
所構成法中改正法律案、第一讀會ヲ開キマス、高柳覺太郎君

第十八 裁判所構成法中改正法律案(高柳覺太郎君 第一讀會
外五名提出)

裁判所構成法中改正法律案
第四十條中「五人」ヲ「三人」ニ改ム

第四十一條中「五人」ヲ「三人」ニ「七人」ヲ「五人」ニ改ム
第五十三條中「七人」ヲ「五人」ニ改ム

附則

本法ハ大正二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○高柳覺太郎君 此席カラ申上ケマス

○議長(大岡育造君) 登壇ヲ望ミマス

○松田源治君 撤回デアリマス

○高柳覺太郎君 本案ハ數日前本員ヨリ提出シタル所デアアルデアリマス、所ガ昨日ニ
至リ同一意旨ノ法律案ガ政府ヨリ提出ニナリマシテ、先刻之ガ議ニ登テ委員ニ付セ
ラレテ居ルデアリマス、故ニ此案ヲ議會ニ上ス必要ガゴザイマセスカ撤回致シマス、唯序
ナガラ申上テ置キタイ事柄ハ、少クモ政府ガ吾々ノ希望ノ一部ヲ容レテ、此議會ニ吾
等ト同一主旨ノ法律案ヲ提出シタルコトハ誠ニ其勞ヲ感謝スルデアリマス、流石ハ松田
氏ハ立憲主義ノ大臣デアアル、世間ガ何ト云ウテモ立憲主義ノ大臣デアアルヤデアリマス、
願クハ其他ノ大臣モ此松田君ニ倣シテ、行政財政ノ整理ニ關スル諸法案ハ、速ニ當議
會ニ提出サレンコトヲ希望シテ置キマス

○議長(大岡育造君) 撤回ニ付テ御異議ハアリマセスカ

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナイト認マス、日程第十九、刑法施行法中改正法
律案第一讀會、提出者高木益太郎君

第十九 刑法施行法中改正法律案(高木益太郎君)提
出 第一讀會

刑法施行法中改正法律案

第五十五條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

上告裁判所ハ上告棄却ノ場合ト雖モ執行猶豫ノ言渡ヲ爲スコトヲ得

(高木益太郎君登壇)

○高木益太郎君 本案ハ簡單ナル案デ、刑法施行法第五十五條第二項ニ一條
項ヲ附加ヘタイト云フデアリマス、ソレハ上告裁判所ハ上告棄却ノ場合ト雖モ刑
ノ執行猶豫ノ言渡ヲナスコトガ出來ルト云フ趣意ノ條文ヲ加ヘタイト云フデアリマ
ス、是ハ刑法施行法第五十五條第二項ニ、刑ノ施行猶豫ノ言渡ハ上訴裁判所ニ
於テモ之ヲ爲スコトガ出來ル規定ガゴザイマス、然ルニ實際ニ於テハドウ云フ工合ニ此條
文ガ適用セラレテ居ルカト云フコトヲハ調査シテ見ルト、我最高法院タル大審院ハ、明
治四十一年ノ「れノ千〇四十九號」ノ刑事事件以來、刑法第五十五條第二項ノ規
定ト云フモノハ上告裁判所ガ原判決ヲ破棄シタル場合ニ限ッテ、刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ
ナスコトガ出來ルト云フ趣意デアアル、斯ウ云フ判斷ヲ下サレテ、上告ヲ棄却スル場合ニ
於テハ縱令被告ノ犯情ガ憫諒スベキモノデアッテ、刑ノ執行猶豫ヲナスベキ原因ガアル場

合テモ、尙法律ノ解釋ノ上カラ全然執行猶豫ノ請求ヲ退ケマシテ、爾來今日ニ至ルマデ其判例ヲ固執シテ居ラレノデアリマス、併ナガラ同一ノ裁判所ガ破毀ノ場合、破棄ヲシテ自カラ刑ヲ言渡ス場合ニ於テ、刑ノ執行猶豫ヲ言渡スコトガ出來ヌ、上告ヲ棄却スル場合ニ於テ其原因ガアッテモ尙出來ナイノデアル、斯ウ云フ事ニ解釋スルト云フコトハ權衡ノ上カラ致シマシテモ甚ダ失當デアルト信ジマス、茲ニ今日ノ實況カラ申シマス、執行猶豫ノ範圍ヲ擴張スルコトハ、刑事政策ノ上ニ於テ最モ必要ナルコト、信ジマス、茲ニ本案ヲ提出シテ諸君ノ御審議ヲ煩ハシマス、而シテ本案ハ昨年本院ニ於テ全會一致ヲ以テ可決ニナッタデアリマスカラ、本年モ亦同一ニナランコトヲ希望スルデアリマス

○松田源治君 本案ハ議長指名ノ九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 御異議ガアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ松田君發議ノ通り決シマス、日程第二十、治安警察法中改正法律案、第一讀會——野添宗三君

第二十 治安警察法中改正法律案(野添宗三君外) 第一讀會

治安警察法中改正法律案

治安警察法中左ノ通改正ス

第二條第四項中「選舉權ヲ行フヘキ者及被選舉權ヲ有スル者ニ限リ」ヲ「公衆ヲ」ニ改ム

第四條中「屋外ニ於テ公衆ヲ會同シ」ヲ「第二條ノ集會ニ非スシテ屋外ニ於テ公衆ヲ會同シ」ニ改ム

第五條第二項左ノ如ク改ム

未成年者、公權剝奪及停止中ノ者ハ公衆ヲ會同スル政談集會ノ發起人タルコトヲ得ス

同條第三項ヲ削ル

(野添宗三君登壇)

○野添宗三君 本案ハ第二十七回及第二十八回ノ帝國議會ニ於テ、本院ニ提出セラレタル案ト同一ノモノデアリマス、改正ノ要旨ハ治安警察法第二條中ニ、法令ヲ以テ組織致シマスル議會ノ議員選舉準備ノタメ開キマスル所ノ集會ハ、投票日ヨリ前五十日以内ナラハ特ニ屆出ヲ要シナイト云フコトニナッテ居ルデアリマス、併ナガラコレハ制限ガアリマシテ、其集會ニ加ハル所ノ人ハ選舉權ヲ行フコトヲ得ルタメ、即チ選舉有權者竝ニ被選舉權ヲ有スルモノニ限ラレテ居ルデアッテ、其他ノ人ガ集會ニ參加致シマスル場合ニハ無届デハ出來ナイ、斯ウ云フコトニナッテ居ル、ソコ改正ノ要旨ハ、其集會者ハ獨リ選舉權ヲ行フベキモノ及ビ被選舉權ヲ有スルモノニ限ラズシテ、一般公衆ヲ會同スル場合ニ於テモ、亦投票ノ日以前五十日以内ナラハ、無届デ集會ヲ催スコトガ出來ルト云フ趣意ニ改正シタイノガ一ツデアリマス、ソレカラ第二ハ現行法ニ依レバ屋外集會ヲ開キマス場合ニ於テハ、十二時間以前ニ會同スベキ場所年月日時、及ビ若シ運動ヲ

要スル場合デアッタナラハ、運動ノ道筋ヲ届出ナケレバナラヌト云フコトニナッテ居ルデアリマス。コレドモ、是ハ甚ダ便宜ヲ缺ク規定デアッテ、普通一般ノ場合ノ如ク二時間以前ニ届出ヲスレバ宜イト云フコトニ致シタイ、斯ウ云フ趣意ニ外ナラヌデアリマス、要スルニ屋外ニ於ケル集會ヲ成ベク便宜ニナスコトヲ得ルヤウナ手續ニ改メタイト云フニ過ギナイ、ソレカラ第三ノ點ハ、現行法ニ依レバ女子及未成年者ハ公衆ヲ會同スル所ノ政談集會ニ會同スルコトガ出來ナイト云フコトニ相成テ居リマス。コレドモ、現今ノ國狀ニ鑑ミレバ、女子ト雖モ亦未成年者ト雖モ、政談集會ノ傍聽等ヲサシムルニ於テ敢テ差支ナイ、斯ウ云フ精神ヨリ改正ヲ加ヘント欲スルモノデアリマス、要スルニ此改正案ハ法律ヲ以テ組織致シマスル議會ノ議員選舉準備ノ爲ニスルコトコロノ集會、及ビ一般政談集會ニ對スル現行法上ノ理由ナキ制限ヲ廢止セントスルニ在ルデアリマス、願クハ御協賛ヲ仰ギマス

○日向輝武君 本員ハ政府委員ニ御尋ラ致シマス、此案ハ唯今提出者ノ述べタ通り前々議會ニ於テ辯ラレタル案デアアル、甚ダ憲政ノ發達ノ上ニ於テ遺憾ヲ感ジテ居ルデアリマス、全體此青年學生ニ、政治的集會ニ出席セシメテ政談演說ヲ聽クコトガ、法律ヲ以テ禁ズルト云フコトハ、實ニ譯ノ分ラヌ話、其理由ハ何レニ在ルカト云フコトヲ政府委員ノ御答辯ヲ願ヒタイ、多分勉學研究ノ妨害ニナルト云フコトデアラウト思フ、若シ勉學ノ妨害ニナルト云フコトデアレバ、單リ政治的集會ニ出席スルノミデナイ、外ニ勉學ノ妨害ニナルモノハ澤山アルデアアル、何故コレ等ニ對シテ相當ノ制限ヲ加ヘナイノデアルカ、「ベースボール」ヲ如キ「フットボール」ヲ如キ、寄席ノ如キ、劇場ノ如キ、若クハ講談ノ如キ、盡ク是レ勉學ノ妨害タラザラナシデアッテ、其妨害ノ程度ハ政治的集會ニ出席シテ高尙ナ議論ニ耳ヲ傾ケルヨリ勉學ノ妨害ニナルコトハ一層甚シイ、然ルニ政治的集會ト青年ノ間ニハ、法律ノ鐵壁ヲ以テ此間ヲ防ギ、サウシテ一方ノ娛樂場ノ方ハ自由ニ之ヲ出入セシムルト云フノハ、前後甚シキ矛盾デハナイカト思フ、全體此法律ハ明治十四年ニ出來タモノデ、當時西南戰爭ノ餘波ヲ受ケテ政府ハ戰爭ノ餘威ヲ以テ民間ノ志士ヲ壓服スルタメニ拵ヘタ法律デアッテ、實ニ暴逆政府ノ遺物デアアル、然ルニ其後改良ヲ加ヘタコトハ確カデアリマス。コレドモ、要スルニ其精神ハ立憲治下ノ憲法ノ精神ト相容レナイ、然ルニ此專制政治ノ遺物タル當時民間ノ志士ヲ壓服シタ治安警察法ナルモノガ、政友會ノ保護ニ依リテ今尙存在シテ居ルノハ不思議ナコトデ、私ハ政友會ノ御列席ノ代議士諸君ニ御注意ヲ願ヒタイ、斯ノ如キモノガ政友會ノ黨議ニ依ッテ廢棄サレナイノハ、如何ニモ政友會ノ面目ニ關セヌカト思ヒマス、此案ノ出タトキニ能ク御注意ヲ願ヒタイと思ヒマス、當ニソレノミナラズ立憲治下ノ……

○議長(大岡育造君) 日向君、唯今ハ何デスカ

○日向輝武君 唯今ハ質問シテ居リマス

○議長(大岡育造君) 誰ニ質問シテ居ルノデスカ

○日向輝武君 政府委員ニ質問シテ居ルノデス

○議長(大岡育造君) アナタノ質問ハ政府委員ノ耳ニ響イテハ居リマセヌ

○日向輝武君 響イテ居ルト思ヒマス、此法律ノ精神ハ何故ニ存シテ居ルカト云フノ

デス、併ナガラ諸ラナイコトヲ言フノハアリマセヌガ、私ノ言ハコトガ分ツテ居レバ、御列席ノ政府委員、所管事務ノ政府委員ガ御出ニナレハ御答辯ヲ煩シタイト思ヒマス、トナタカ御出ヲナリマス

(政府委員法學博士水野鍊太郎君登壇)

○政府委員(法學博士水野鍊太郎君) 唯今日日向君ノ御問ニ御答致シマスガ、治安警察法ニ於テ「未成年者ハ政治上ノ集會ニ會同シ若クハ發起人タルコトヲ得ス」ト云フ規定ガアリマスガ、其趣旨ハ治安警察法上ノ理由ト致シマシテハ、未成年者ノ如キ尙未十分ナル智能ヲ備ヘザルモノハ、成ベク政治上ノ會ナドニハ集會スルコトハ宜クナイ、斯ウ云フ趣旨ヲ以テ出來テ居ルノデコサイマス

○松田源治君 本案ハ前ノ日程、即チ第九刑法施行法中改正法律案ト同一ノ委員ニ付託セラレシコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 本案ヲ刑法施行法中改正法律案ト同一委員ニ付託スルニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ハアリマセヌカラ、其如クニ決シマス、日程第二十一、水道條例中改正法律案

第二十一 水道條例中改正法律案(井上角五郎君外五名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

○議長(大岡育造君) 理事紫安新太郎君

○紫安新九郎君 新九郎デアリマス

○議長(大岡育造君) 新九郎君

(紫安新九郎君登壇)

○紫安新九郎君 委員長ニ代リマシテ委員會ノ經過ヲ御報告致シマス、水道條例中改正法律案ニ付キマシテハ、委員會ハ二回開キマシテ政府委員ノ出席ヲ求メ慎重ニ審議致シマシタルコト、第二十一條ノ次ニ左ノ一條即チ「第二十二條中市又ハ市長トアルハ北海道及沖繩ニ在リテハ區又ハ區長トシ府縣費トアルハ北海道ニ在リテハ北海道地方費トス」此一條ヲ加ヘテ全會一致ヲ以チマシテ可決致シマシテゴザイマス、何卒諸君ニ於カレマシテモ御賛成アラシコトヲ希望致シマス

○議長(大岡育造君) 本案ノ二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ決シマス

○松田源治君 直チニ二讀會ヲ開キ三讀會ヲ省略シテ可決確定セラレシコトヲ希望シマス

(「贊成ナキ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 直チニ二讀會ヲ開キ三讀會ヲ省略シテ可決確定スルニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

水道條例中改正法律案

第二讀會(確定議)

○議長(大岡育造君) 御異議ナシト認メマス、因テ本案ハ委員長報告通り可決確定致シマシタ 日程第二十二、私設運河法案第一讀會ノ續——漆昌巖君

第二十二 私設運河法案(漆昌巖君提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

(漆昌巖君登壇)

○漆昌巖君 私設運河法案ノ委員會ノ經過ト結果ヲ御報告致シマス委員會ハ三回開キマシテ、政府ニモ質問ヲ致シ、且ツ提出者タル本員ヨリモ提案ノ理由ヲ十分申上ゲマシテ、本案ニハ大體ニ於テ政府モ御同意デアッタデゴザイマス、然ルニ政府ニ昨年建議案ヲ出シテゴザイマシタカラ、相當ノ御調ベガアツテ、此御調ニナツタモノヲ參考トシテ御迴シテ願フデ、此參考書ニ就イテ十分ニ又審議ヲ致シマシテ、此參考書ヲ即チ修正案ト致シマシテ、文字其他ヲ修正致シマシタ、而シテ此修正ニ係リマシタノハ、ドウ云フ所ガ原案ト相違ヲ致シテ居ルカト申シマス、原案ハ「私設運河法案」トゴザイマス、修正案ハ「國又ハ公共ノ團體、其他會社等デ出來ルト云フコトニ致シマシタ、故ニ此表題ニ於キマシテ」私設ト云フコトヲ取リマシテゴザイマス、ソレカラ原案ヲ十九條ニ「政府ハ公益上必要ト認ムルキハ拂込資本金ニ對シ工事著手ノ日ヨリ滿五箇年間に五分以下ニ相當スル金額ヲ補助スルコトヲ得」トゴザイマシタノヲ、之ヲ削除サレマシタノデス、其削除サレマシタ理由ハ公益事業アルカラ政府ハ出來得ル限り、斯ウ云フ補助規定ヲ置クモ宜イガ、今日ノ財政ノ都合上政府ガ此規定ヲ設ケテ補助スルコト云フコトハ甚ダ困難デアルカラ、先ヅ之ヲ削除シテ置キタイ、斯ウ云フコトヲモゴザイマシタ、又委員會中デハ斯ウ云フ御説モアツタノデス、是ハ未墾地ノ如キ此運河ヲ掘ヘタガタメニ一大財源ヲ得ルト云フ様ナ場合ニ於テハ、政府ハ進シテモ國ガ斯ウ云フ所ニ運河ヲ開鑿スルト云フコトハ必要デアル、然ル場合ニ於テ民間ガ此事業ヲ企畫スルト云フコトニハ、補助スルト云フコトハ、何ノ差支モナイ譯アラウト思フガト云フ御尋モゴザイマシタ、政府ハサウ云フ場合ニ於テハ、必要ナル場合又財政上ノ都合ニ於テハ、斯ウ云フ規定ガ無クモ、既ニ今日水道下水等ハ法律ノ規定ヲ以テ補助スルノデハナイ、是ハヤハリ規定ハ無クモ、サウ云フ法規ハ無クモ、ヤハリ補助ハシテアルノデアル、ヤハリサウ云フ場合ニハ豫算上計上スルコトガ出來ルノデアルカラ、免ニ角今日ノ財政上此箇條ハ削除シテ置キタイ、斯ウ云フコトデゴザイマシテ、是ハ削除ニナリマシタ、ソレカラ第十條ノ「政府ハ交通機關ノ完備ヲ圖ル爲保護上必要ト認ムルキハ又ハ工地上必要缺クハカラサルモノト認ムルキハ、運河敷地以外ノ官地ヲ特ニ拂下及貸下又ハ公有水面ノ埋立ヲ許可ス」ト云フコトヲ削除サレマシタ、是ハ別ニ此規定ハ無クモ官有地取扱規則其他ニ付テ、斯ウ云フ場合ニハ差支ナイ限リハ政府ハ許可スルト云フコトガアルノデアル、此箇條ヲ入レルノ必要ヲ認メヌカラ、却テ之ヲ取ツタ方ガ宜カラウト云フ政府ノ希望デゴザイマス、是故ニ委員會ハ削除致シマシタ、ソレカラ第二十一條第二十二條ト云フノハ、是ハ原案ニ於テハ會社本位ニ出來テ居ッタデゴザイマス、會社ノ重役ガ不取締ノコトヲシタ場合ニ、十圓

以上千圓以下ノ料料ニ處スト云フ料料ノ規定デゴザイマシタガ、是ハ國又ハ公共團體ガスト云フ今度ノ修正案デゴザイマシタガ、全然是ハ必要ナシトシテ削除致シマシタ、以上ノ如ク修正案ガ出來マシタガ、文字其他ノ修正ニ付テハ尙修正案ニ就イテ御覽下サルヤウニ願ヒマス、ドウゾ宜シク

○議長(大岡育造君) 本案ノ二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ諮ヒマス

○松田源治君 本案ハ直ニ二讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ可決確定サレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 直チニ二讀會ヲ開キ三讀會ヲ省略シテ可決確定スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシノ聲起ル)

私設運河法案(漆昌巖君提出)

第二讀會(確定議)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ全部委員長報告通り確定シマシタ——日程第二十三、農家ノ副業ニ關スル建議案ヲ議題ニ供シマス——小出五郎君

第二十三 農家ノ副業ニ關スル建議案 井上角五郎君外八名提出)

農家ノ副業ニ關スル建議案

農家ノ副業ニ關スル建議案

農家ノ副業ヲ獎勵スルハ目下ノ急務ナリトス政府ハ須ラク相當ノ方法ヲ立テテ之カ實行ヲ期スヘシ

右建議ス

(小出五郎君登壇)

○小出五郎君 本員ハ農家ノ副業ニ關スル建議案提出者ノ一人トシテ説明致シマス、方今都市ノ繁昌スル割合ニ我農村ノ繁盛ガ之ニ伴ハヌ、又我國ガ古來農業國デアルニ拘ハラズ、商工業ノ發達スル割合ニ此農民ノ繁盛ト云フコトガ伴ハナイノハ如何ナル理由デアルカ、種々ノ理由モゴザイマセウガ、吾々ノ最モ注意セシケレバナラヌト考ヘマス、此農家ガ田畑ノ耕作ヲスルノニ、春夏秋冬絶エズ此田畑ノ耕作ヲシテ居テハ、ドウモ餘暇ガ生ズルデアアル、ナゼ餘暇ガ生ズルカト云ヘバ氣候ノ關係モゴザイマセウ、又耕作ノ種類ニ依ッテ年中從事スルコトノ出來ナイ性質ノモノモゴザイマセウ、此餘暇ニドウスルカ、寒國ニ於テハ唯單ニ圍爐裡ニ火ヲ焚イテサウシテ暮シテ居ル、暑イ地方ニ於テハドウデアアルト云ヘバ、午睡ヲシテ居ル、此ノ如キハ田畑耕作ノ農業ニハ甚ダ堪ヘラレヌデモアリマセウガ、此期間ヲ利用シテ副業ニ從事スル方法ヲ知ラナイカラデアラウト思ヒマス、無論副業モ今日マデ隨分行ハレテ居リマス、精進ナル調査ハ分リマセヌケレドモ、農商務省ノ大體ノ調ベニ依リマシテモ尙ルベカラサル副業ノアルコトが見ラレテ居ル、即チ一年中ニ三億七百二十七萬餘圓ト云フモノガ、副業ニ依ッテ年々產出セラレテ居ルノデアリマス、是ガ充分ナル保護獎勵ノ方法ガ行ハレテ、而シテ是ダケノ產額ヲ得ラレテ居ルカト云ヘバ、從來ノ有様ハ決シテ左様ナ保護獎勵ハサレテ居ラヌデアアル、ノミナラス偶ニ保護獎勵ノ方法ヲ講セントスレバ、甚ダトンチンカンノ事ヲヤッテ居ル、即チ土地

ノ狀況モ考ヘズ、氣候ノ狀態モ考ヘズ、不適當ナル副業ヲ獎勵シテ大失敗ヲシタリ、若クハ原料ノ存在モ調査セズシテ濫リニ副業ノ獎勵ヲヤリカケテ居ル、是等ハ皆滑稽ニ了ッテ居ル位デアリマス、畢竟當局者ニ於テ充分副業ト云フコトニ付テモ調査セズ、又獎勵方法ニ充分ナル力ヲ盡サヌ結果デアラウト考ヘマス、私ハ此農產ヲ保護スル上ニ於テハ、普通ノ耕作ハ勿論デアアルガ、副業ニ付テモ充分ナル注意ヲ拂フ必要アリト確信スルノデアリマス、即チ先ヅ此副業ハ如何ナル性質ノモノカ、又ツレガ適當デアアルカト云フコトニ付テ充分ナル調査ヲシテ、而シテ之ヲ適當ナル場所ニ向ッテ獎勵シ廣ク知ラシムルト云フコトノ途ヲ採ラナケレバナラヌト思フノミナラズ、唯ダ斯ウ云フ種類ノ副業ガアルカラ、オヤリナサイト云フギリデハイカヌト思ヒマス、相當ナル資本ヲ之ニ與フル方法モ講ジナケレバナラヌ、又相當ナル資本ヲ與ヘ相當ナル機械ヲ與ヘ、相當ナル販賣ノコトマデモ親切ニ教ヘ、之ヲ助ケテイカナケレバナラヌト考ヘルノデアリマス、是等ノ方法ニ付テハ遺憾ガラ今日ハ充分ナル方法ガ行ハレテ居ラヌデアリマス、故ニ本案ハ政府ニ向ッテ此副業獎勵ニ關スルコロノ相當ナル方法ヲ取ルベキコトニ努メラシムコトヲ建議スルモデアリマス、尙ホ詳細ナル其獎勵ノ方法等ハ委員會ニ於テ精シク説明致シマス

○松田源治君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラントラ望ミマス

(贊成々々ノ聲起ル)

○議長(大岡育造君) 議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ其ノ如ク決シマス——第二十四、立憲思想養成ニ關スル建議案、提出者石橋爲之助君

第二十四 立憲思想養成ニ關スル建議案(石橋爲之助提出)

立憲思想養成ニ關スル建議案

政府ハ全國ノ公私立諸學校ニ訓令シ毎年紀元節ノ式日ニ於テ在來ノ如ク建國ノ大典ヲ記念スルト同時ニ明治二十二年二月十一日憲法發布ノ大典ヲモ記念セシムルカ爲舉式中必ス憲法發布ノ勅語ヲ朗讀セシメ竝其ノ御趣旨ニ副フヘキ訓話ヲ爲サシメ以テ立憲思想ノ養成ヲ普カラシメムコトヲ望ム

(石橋爲之助登壇)

○石橋爲之助 本建議案ノ趣意ハ毎年紀元節ノ式日ニ、全國ノ各學校デ此建國ノ大典ヲ記念スルト同時ニ明治二十二年二月十一日御發布ニナリマシタコロノ憲法發布ノ大典ヲモ記念セシムルカメニ、此式日ノ式ノ間ニ必ズ憲法發布ノ勅語ヲ朗讀セシメテ、其趣意ニ適フコロノ訓話ヲ爲サシムルヤウニ、政府ガ全國ノ各學校ニ訓令セラレンコトヲ望ムト云フ趣意デアリマス、帝國憲法ハ他國ノ例ニ見ルガ如ク革命ノ結果デナクシテ、流血ノ慘ヲ見ルガ如キ不祥ノ事實ナクシテ 先帝陛下ガ吾々國民ニ下シ賜ハリタルトコロノ有難キ千載不磨ノ大典デアリマス、然ルニ國民一般ハ自ラ他國ノ例ニ見ルガ如キ、自ラ其革命ヲ運動シテ得タ結果デアリマセヌコトヲメニ、折角斯ノ如キ有難キ憲法

ヲ戴キナガラ、其有難味ヲ感ズル念ノ比較的薄イト云フヤウナコトハ、實際ニ吾々ノ見
受ケルコロノ例アリマス、ドウシテモ此憲法政治ヲ完備セシメマスニハ、國民一般ニ此
立憲ノ思想ヲ普及セシムルコト云フコトが最も根本的ニ必要アリマス、ソレ故ニ今後ハ斯
ウ云フ風ニ全國諸學校ニ於テ、兒童ニ學生ニ其趣意ヲ吹込ムコト云フコトヲ努メラル、ヤ
ウニセンコトヲ希望スル譯アリマス、斯ウ云フコトハ別段訓令致サズトモ、今日ノ教育
者ハ既ニ實行スベキ等ト存ズルデス、併シ今日マデサウ云フ實例ヲ餘リ見受ケマセヌノ
ハ、教育者ガ氣ガ弱クシテ少シデモ在來ノ習慣ニ違フタコロコトヲナセバ、ドウ云フ答メ
ヲ受ケルカモ知レヌト云フヤウナ、サウ云フ要ラザル心配ヲシテ爲サヌモノガ多數ニアルノ
デハナイカト考ヘマス、故ニ政府ハ積極的ニ此式日ニハ斯ノ如クナスベシト云フ訓令ヲ發セ
ラレマシタナラ、帝國ノ教育者ハ其旨ヲ奉ジテ、必ズ此立憲思想ノ養成ト云フコトニ段
段力ヲ盡スコトガ多クナルデアラウト信ズルデアリマス、故ニ此案ヲ提出致シマシタノデ、
願クハ諸君ノ御賛成アラシコトヲ希望致シマス(拍手起ル)

○松田源治君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シ
マス——日程第二十五、新瀨築港速成ニ關スル建議案、之ヲ議題ト致シマス、若杉
喜三郎君

第二十五 新瀨築港速成ニ關スル建議案(若杉喜三郎君外四名提出)

新瀨築港速成ニ關スル建議案

新瀨築港速成ニ關スル建議案

新瀨港ハ日本海岸ニ於テ最古キ歴史ヲ有シ所謂五港ノ一ナルニモ拘ラス其
ノ實之ニ適ハサルハ信濃川河口ニ於ケル土砂ノ堆積セルカ爲ナリシモ今ヤ
其ノ河口改修工事進捗シ加之浚渫船ヲ使用セシ以來河口ノ深度平均十
數尺ヲ保ツニ到レリ而シテ大津分水工事ノ竣工セシ曉ニハ必スヤ二十五
尺以上三十尺ノ深度ヲ保ツヘキハ當路者ノ言明スル所ナリ然リト雖猶實際
ニ於テ良港タラシメムトセハ當ニ河口改修ヲ以テ足レリトスヘキニ非ス必
スヤ充分ナル築港ノ設備ヲ爲ササルヘカラス、特ニ露國カ旅順、大連ヲ失ヒ
今ヤ浦鹽港ニ全力ヲ傾注スルノ時ニ當リ其ノ對岸ニシテ最近距離ナル新瀨
港ヲシテ名實相傳フコトヲ得セシムルハ露國ハ勿論歐洲トノ交通並貿易上
喫緊ノ事項ナリトス、況ンヤ新瀨縣ニハ陸上ノ設備トシテ米穀ノ產出一箇
年二百五十萬石餘ノ產額ハ今ヤ日進月歩ノ好運ニ際會シ到底鐵道ノ
運搬力ヲ以テ輸出シ得サルノ好況ニ在リ、又一面交通機關トシテハ岩越線
羽越線ハ漸次工ヲ進メ以テ益新瀨築港ノ急ヲ促スニ至レリ故ニ政府ハ直ニ
案ヲ立テ可成速ニ工事ニ著手スルノ運ニ至ラシメムコトヲ望ム

右建議ス

(若杉喜三郎君登壇)

○若杉喜三郎君 極メテ簡單ニ本案提出ノ理由ヲ申上ケマス、新瀨港ハ日本海岸
ニ於キマシテ最モ古キ歴史ヲ有シ、所謂五港ノ一デアリマスモ拘ハラズ、其實ノ之ニ適
シマセヌハ信濃川河口ニ於ケル土砂ニ基キマスルデアリマス、然ルニ今ハ河口改修工事
モ既ニ進捗致シマシタ、加之浚渫船ヲ使用致シマシテカラ此方ト云フモノハ、深度ハ平均
十數尺ヲ保ツコトニ相成リマシタノミナラズ、數年後ニ至リマシテ大津分水工事ガ竣
工ヲ告ケマシタ曉ニハ、必ズヤ二十五尺乃至三十尺ノ深度ヲ保チ得ルデアラウト云
フコトハ、當局者モ言明シテ居ルコトデアリマス、併ナガラ是ハ唯河口改修工事、決シ
テ港デハナイノデスカラ、港ヲ成スニハ未ダ更ニ幾多ノ費用ヲ要スルデアリマス、眼ヲ轉ジ
テ露國ノ方ヲ見マスルト、日露戰爭ノ結果トシマシテ露國ハ旅順大連ヲ失ヒマシテ以來
ト云フモノハ、浦鹽斯德ノ經營ニ全力ヲ傾注シテ居ル有様デアリマス、然ルニ我日本ハ
對岸ニ條約ニアルコロノ五港ノ一ナル新瀨港ヲ有シナガラ、其設備ハ何等シタコトガナ
イデアリマス、然ルニ新瀨附近ハ御承知ノ如ク陸上ノ設備ニハ殆ド申分ナイ位ニ、米
穀ノ產出ハ一箇年二百五十萬乃至三百萬石近クモ出來ルデアリマス、石油ノ產額
モ今ヤ日進月歩ノ好運ニ際會シテ居リマシテ、到底鐵道ノ運搬力ヲ以テ之ヲ輸出シ得
ザルノ好況デアアルデアリマス、又一面交通機關トシテハ、岩越線、羽越線、其他越後
鐵道ナドモ漸次工ヲ進メテ來シマシタ、益、新瀨港ノ設備ヲシテ急ナラシムル譯デアリマス、
ドウウ提出ノ理由ハ斯ノ如キ次第デアリマスカラ、何卒此意味ヲ御諒察トサリマシテ御
賛成アラシコトヲ乞ヒマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○松田源治君 本案モ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ、本案モ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコト
ニ決シマシタ——日程第二十六、武相橫斷鐵道急設ニ關スル建議案、井上篤太郎君

第二十六 武相橫斷鐵道急設ニ關スル建議案(井上篤太郎君外二名提出)

武相橫斷鐵道急設ニ關スル建議案

武相橫斷鐵道急設ニ關スル建議案

東京府下大崎驛ヨリ分岐シ東海道線松田驛ニ達スヘキ鐵道ハ交通上及土地
開發上極メテ重要ナル線路ニシテ其ノ急設ヲ要スル甚切ナルモノアリ故ニ
政府ハ速ニ調査ヲ遂ケ相當ノ措置ヲ爲スヘシ

右建議ス

(井上篤太郎君登壇)

○井上篤太郎君 本案提出ノ理由ヲ簡單ニ申述ベマス、此鐵道ハ府下大崎驛カラ
東海道ノ松田ヘ抜ケマス鐵道デゴザイマス、其沿道ハ武藏國橋本郡、都筑郡、相模國
高座郡、愛甲郡中郡之ヲ經マシテ足柄上郡ノ今ノ松田驛ヘ抜ケマスデアリマスノ
デアリマスカラ、此線路ヲ繪圖ニ描イテ見マスルト、丁度唯今ノ東海道ノ官線ガ弓ナリ

ニナッテ松田へ參ッテ居ルトコロへ、丁度磁ヲ張ッタヤウナ眞直ナ鐵道ニナルノデアリマス、松田マデハ新橋カラ參ルト、タシカ五十二哩餘アルト思ヒマスガ、此鐵道が出来マスルト新橋カラ品川ヲ入リマシテ大崎ヘ參リマシテ、大崎カラ分岐シテ參リマス、丁度四十哩程ア間ニ合フコトニナリマス、丁度十二哩程近クナリマス、サウシテ此地方カラ出來マス物産ハ養蠶ノ非常ニ盛ナ所デアリマスルカラ、蠶ノ繭生絲之ヲ第一ト致シマス、ソレカラ、米、麥、雜穀、薪炭、木材、煙草、斯ウ云フ風ナ產物ガ澤山ゴザイマス、ソレカラ又之ニ入リマスル貨物ト致シマスルト、肥料ヲ始メト致シマシテ、日用品トシマシテハ種々ノ雜貨ガ輸入サレテ來ルノデ、此鐵道が出来マスルト此地方ノ開發ノ上ニ於テハ非常ニ利益ガゴザイマス、ソレカラ交通ノ上ニ於テハドウカト云フコトヲ調ベテ見マスルト、交通ノ上ニ於キマシテハ、今申上テマシタ通り東海道迴リヲ致シマスヨリモ僅ノ間デ、十二哩モ近クナル其ノ上ニ此線路ハ彼ノ大山詣、富士詣、道丁詣等一年間ニハ二十万乃至二十万ト云フ多大ノ參詣人ノ出テ參リマスル最モ捷徑トナリテ、此人々モ非常ニ便宜ヲ與ヘルノデアリマス、ソレカラモウ一ツ近キ將來ニ於テ東海道ガ廣軌鐵道ニナッテ、熱海ヲ迂迴シテ參リマスルト云フコトニナリマスルト、國府津カラ沼津マデノ間ノ唯今ノアノ線路隧道ノ多イ線路、アノ線路ハ全ク閑却サレルコトニナル、此閑却サレタ線路ニハアナタ方モ御承知ノ通り、一ツノ工場一箇年ノ產額十二万三四千圓位製造スル所モアリマス、又其會社ハ一箇年二十万圓以上ノ資金ヲ拂フモノアリマス、ソレカラ富士詣ノ上下ヲ致シマス、御殿場驛、佐野驛ト云フヤウナ澤山ノ客ヲ吞吐スル停車場モアルノデアリマス、此閑却サレタ東海道ノ舊イ線路上ト云フモノト、丁度是トガ結付キマシテ、非常ニ困却サレベキ乘ラレルベキ線路ヲ活カシテ來ルコトニナリマスカラ、鐵道院ノ收入トシテモ十分利益ナ線路ニナラウト考ヘマス、斯カル次第デアリマスカラ、ドウゾ御賛成アラントラ希望致シマス(拍手起ル)

○松田源治君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ議長指名九名ノ委員ニ本案ヲ付託致シマス——日程第二十七、小柳津式農法ニ關スル建議案、小西和君

第二十七 小柳津式農法ニ關スル建議案(小西和君提出)

小柳津式農法ニ關スル建議案

小柳津式農法ニ關スル建議案

小柳津式農法(天理農法)ハ愛知縣人小柳津勝五郎ノ發明ニ係リ明治四十年以來千葉、茨城、埼玉、東京、巖手、宮城、靜岡、神奈川、愛媛、熊本、新潟等各府縣ノ一部ニ行ハレ之ヲ米麥作其ノ他ノ農作ニ施シテ頗ル見ルヘキノ成績ヲ擧ケツツアリ該農法ハ未タ以テ完全ナル良法ニハ非サルヘシト雖特殊ナル肥料ノ製法ヲ首メ播種耕作ノ方法等著シク在來ノ方法ニ異ナレルモノアリ之ヲ取捨ト經營ノ方法ヲ誤ラサルニ於テハ在來ノ方法ニ勝ルノ結果ヲ擧ケ依テ以テ農作物ヲシテ多大ノ增收ヲ告ケシメ延テ本邦ノ農界ニ一新生面ヲ開クヲ得ヘシ故ニ該農法ニ關スル實際ノ試驗ヲ行ヒ以テ其ノ可否ヲ斷定シ

果シテ相當ノ成績ヲ見ルニ於テハ須ク之ヲ獎勵シテ其ノ普及ヲ謀ルヘキナリ而シテ該農法ノ如キ特殊ノモノニ在リテハ啻ニ試驗ノ方法ヲ誤ラサルニ止ラス誠實ト熱心ヲ以テ事ニ當ラサルヘカラス從テ之ヲ發明者或ハ發明者ニ準スヘキモノニ一任シ政府ハ爲ニ相當ノ費用ヲ支給スルノ策ヲ執ラレムコトヲ望ム

右建議ス

(小西和君登壇)

○小西和君 此小柳津式農法ニ關スル建議案ノ要點ハ、二倍若ハ一倍以上ノ收穫ガアル模様ニ見エマスルトコロノ改良農法デアリマス、其農法ニ對シテ果シテ宜イモノデアるか、果シテ宜イモノデアリカト云フコトヲ試驗致シタメニ、發明者又ハ發明者ニ準ズベキ者ニ向ッテ、相當ノ費用ヲ政府カラ支出シテ貫ヒタイト云フ希望ナノデアリマス、固ヨリ政治的ノ大問題デアリマセヌケレドモ、我日本ノ人口ノ過半ヲ占メ、サウシテ我國產ノ重大ナル部分ヲ占メテ居ルトコロノ農作物、此二ツニ對スル未會有ノ重大問題タルヲ失ハナイノデアリマス、申マデモナク農家ハ夙夜孜々匪他致シテ、一合ノ米一本ノ大豆タリトモ澤山ニ穫リタイト努メテ居リマス、政府ノ當局者或ハ農學者其他ノ人々モ農業ノ改良進歩發達ニ付テハ相當ノ注意研究ヲ致シテ居リマス、而モ未ダ經濟ヲ度外視セナイ範圍ニ於テ、一二割位ノ增收ヲスラモ期スルコトガ出來ナイト云フヤウナ狀態ニアルノデアリマス、此時ニ當ッテ小柳津式農法ノ發明ガアッタト云フコトハ、免ニモ角ニモ我國ノ農業上誠ニ喜ブベキ現象デアルト存ジマス、新聞紙ノ傳フルトコロニ依レバ發明者小柳津勝五郎翁ハ、一昨ハ日逝去サレタサウデアリマス、誠ニ愁傷ニ堪ヘナイ次第デアリマスケレドモ、此發明者ガ殘シタ所ノ改良農法ハ今後益々其光ヲ放チ、サウシテ國家ニ大ナル貢獻ヲスルト云フコトハ必ズシモ期シ難イコトデアリト思フテ居リマス、此方法ハ黨炭肥料ト唱ヘル所ノ特種ノ肥料ニ、ソレニ所謂小柳津式ノ耕作法ト云フ特種ノ耕作方法ヲ施シテ、而モソレガ極メテ輕便デアル、極メテ簡單ナ方法デアリニモ拘ラズ、優ニ二倍以上ノ增收ガ得ラル、ト云フヤウナ次第デアリマシテ、未ダ以テ理想的ノ方法トハ申シ難イトハ致シマシテモ、少クトモ唯今マデニ見ルコトノ出來ナカッタ一種ノ新シイ方法タルヲ失ハナイノデアリマス、此新シイモノハ免角害ガ伴ヒ易イノデアリマシテ、御承知ノ石灰ヲ肥料トシテ用ヒマス如キハ、土地ニ對シテ或ル障害ヲ殘シマスルタメニ、容易ニ之ヲ推奨スルコトハ出來マセヌガ、此黨炭肥料ノ如キハ決シテサウ云フ心配ハナイノデアリマス、現在此農法ヲ實地ニ行ッテ居リマスルモノハ、關東方面、東北地方ト東海道、四國、九州方面ノ一部分ニ行ハレテ居ルノデアリマス、何レモ相當ノ成績ヲ擧ゲテ居ルヤウデアリマスルガ、此農法ニ對シテ農商務省ノ一部ノ人々及一部ノ農學者其他ニ反對ノ聲ヲ放ツ者ガアリマシテ、此農法ノ普及ヲ阻害スルヤウニ見エルノデアリマス、而モ追々ニ發達シツ、アリマスルガ、是ガタメニ農家ハ果シテ之ヲ採用シテ宜イノカドウデアリカト云フコトニ迷ウテ居ル者ガ少クナイノデアリマス、故ニ此際ニ果シテ宜イモノデアるか否ヤト云フコトヲ試驗致シテ、實際之ヲ獎勵シ普及シテ宜イモノトナリマシタラバ、須ラク其實行ニ努メラレンコトヲ望ムノデアリマシテ、是ガ愈々立派ナモノデアル、サウシテ全

國ニ普及スルコト云フコトニナタナラバ、喧シイ食物問題は等々容易ニ解決出來マスシ、又日本ノ國家經濟ノ上ニ大ナル利益ヲ與ヘ、農村ノ疲弊ヲ恢復スルノミナラズ、更ニ農村ヲシテ發達セシメ農家ニ幸福ヲ與ヘ、サウシテ國家ヲ富強ナラシムルニ於テ大ナル效果ガアルコトヲ信シマス、要スルニ此農法ハ我農社會ニ一新生面ヲ開クモノタルコトヲ疑ヒマセヌ、是レ本案ヲ提出スル理由デアリマス

○松田源治君 本案ハ日程第二十二ノ農家ノ副業ニ關スル建議案ト同一委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガアリマセヌカラ、本案ハ農家ノ副業ニ關スル建議案ト同一委員ニ付託スルコトニ決シマス、日程第二十八乃至三十ノ請願ハ一括シテ議題ニ供シマス、委員長植場平君

第二十八

(特別報告第一號) 池田町ニ區裁判所出張所設置ノ請願

(委員長報告)

第二十九

(特別報告第二號) 高梁區裁判所手莊村出張所設置ノ請願

(委員長報告)

第三十

(特別報告第三號) 旭川區裁判所士別出張所設置ノ請願

(委員長報告)

〔植場平君登壇〕

○植場平君 特別報告第一號請願文書表ノ第六號デアリマス、池田町ニ區裁判所出張所設置ノ請願、請願者ハ德島縣三好郡池田町長島崎傳吉提出デアリマス、紹介議員ハ大久保弁太郎君、此請願ノ要旨ハ意見書ニ詳カデアリマス、請願委員會ハ反覆審査ヲ致シマシタ結果、本請願ハ至當ナルモノト見マシテ採擇ニ決定致シマシタ、次ノ請願ハ特別報告第二號、請願文書表ノ二十二號デアリマス、高梁區裁判所手莊出張所設置ノ請願デアリマス、請願者ハ岡山縣川上郡手莊村長赤松佳衛外三名デアリマス、紹介議員ハ西村丹治郎君、本請願ノ要旨ハ別紙意見書ニ詳カデアリマス、本案ニ對シマシテモ請願委員會ハ反覆審査ヲ致シマシタ結果、採擇ニ決定致シマシタ、次ノ請願ハ特別報告第三號請願文書表ノ五十九號デアリマス、旭川區裁判所士別出張所設置ニ關スル請願デアリマス、請願者ハ北海道天鹽國上川郡士別村平民農菅原太吉外七名デアリマス、紹介議員ハ東武君デアリマス、本請願ノ要旨ハ別紙意見書ニ詳カデアリマス、是亦請願委員會ハ反覆審査ヲ致シマシタ結果、至當ノ請願ト見マシテ採擇ニ決定致シマシタ、此段御報告ヲ申上ゲマス

○議長(大岡育造君) 委員長ノ報告ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナイト認メマス、更ニ報告ガアリマス

〔書記朗讀〕

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

登録稅法中改正法律案

提出者 高木 正年君 高木 益太郎君

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ

現内閣ノ施政並議員ノ質問應答ニ關スル質問

提出者 澤 來太郎君

陸軍壯丁ノ體格不良ノ傾向ニ關スル質問

提出者 田川 大吉郎君

○議長(大岡育造君) 付託セラレタル委員ノ指名ハ公報ヲ以テ報告致シマス、次回ノ日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會

午後四時九分散會

衆議院議事速記録第六號正誤

頁 四七 下 三二 十年以上 丁年以上 正